江戸城門番役の機能と情報管理

岩淵令治

Function and Information Management of Edo Castle Gatekeepers IWABUCHI Reiji

●内曲輪門の機能

2門番役の文書作成・管理と運用

[論文要旨]

三門をとりあげ、以下の二点を明らかにした。 本稿では、江戸城門番のうち、大名に江戸での勤役として課された内曲輪門・大手

第二に、頻繁な交代の中で勤務を遂行していく基盤となった情報管理について、大簡という機能の実質的な喪失が強調され、本格的な検討は行われてこなかった。そこで、とくに都市空間との接点となる内曲輪門について、個別藩(八戸藩)の事例をとで、とくに都市空間との接点となる内曲輪門について、個別藩(八戸藩)の事例をといったりあげ、その機能を検討した。その結果、空間の管理や祭礼、夜間の通行者といったりあげ、その機能を検討した。その結果、空間の管理や祭礼、夜間の通行者といったりあげ、その機能を検討した。その結果、空間の管理や祭礼、夜間の通行者といった。そこで、とくに都市空間との秩序の確認などの機能を果たしたことを明らかにした。

手三門も含めて、検討した。とくに注目したいのは、門番役の引き継ぎの際に利用さ

れた「申送」・「申合」、基本台帳としての置帳が、担当藩によって作成され、幕府 は関与しなかった点である。門番役について幕府は基本法を作成したうえで、その都 度指示を与えたが、その運用や先例の蓄積は各藩に依存していた。こうした結果、内 分のマニュアルの成立や、門ごとや家ごとの判断の差異も生じることとなった。この ように、江戸城の門番役は、各担当藩の自律性によって遂行され、担当藩の情報の共 有によって一定度の規律を保ちつつ、家ごとの判断の差異もはらんだ形で運用さ 有になってのであった。なお、幕府の組織体の文書作成・管理についてはまだ事例蓄 で選用されていったのであった。なお、幕府の組織体の文書作成・管理についてはまだ事例蓄 がの段階にある。今回の分析によって、役所が存在し、かつ担当者が頻繁に変わると いう、従来とは異なる条件での事例を提示しえたと考える。

263

【キーワード】江戸城門番役、都市の番、儀礼、情報管理、藩の自律性

はじめに

を果たしたことを明らかにしてきた。 検討し、 衛体制の中での位置づけや、(2) 城門番の機能と実態について、 衛という機能の実質的な喪失が強調されてきた。しかし、 江 言 城 平時の番、 の門番役については、国内外の戦争なき 都市の番、 江戸城の防衛上最重要であった大手三門を 総括的に検討した上で、(1) そして儀礼の演出装置として重要な役割 本稿では、 以下の一 ~平和~ 非常時の江戸防 二つの課題にと の世にあって、 筆者は江

事例をとりあげたい も含めて門番関係の史料が残存する稀少な例として八戸藩 しながら内曲輪門の機能を明らかにする。具体的には、 第一に、 分に検討が行えていない。そこで本稿では、 都市空間との接点となる内曲輪門については、 あらためて一つの藩に即 一七世紀の史料 個別 (二万石) 0) 検討が 0)

りくみたい。

内容と、 繁な交代によって運用されるという特徴があり、 役の場合、 の文書作成・ 情報の蓄積・共有が重要だった点を解明したい。 や運用との関係にも言及したい 討があるが、 第二に、複数の藩によって交代で担われていた門番役の遂行において、 さらに本稿では、 基本台帳 寺社奉行・奏者番とは異なって役所が固定的である反面、 町・村に比して、 管理については、 「置帳」 大手三門 の成立と展開を検討したうえで、 まだ事例蓄積の段階にある。 大友一雄氏による寺社奉行と奏者番の検 ・内曲輪門の双方について、 すでに、 新たな事例を提示しう 幕府の組織体 門番の機能 とくに門番 引継文書の 頻

●内曲輪門の機 能

門番役の概要

1

二家が一〇日交代で勤めた。 三 入りする儀礼の場の維持を担当した。幕府の所管は当初は留守居、 門 以 小人目付が行った。 居となった。 確認、 上の旗本が担当した城外のもの 江 (一七一三) (櫓門) 戸城 さらに門内外の掃除や空間の管理、 の門番には、 の二重の門があった 日常の 年四 職務の指示については、当番の目付と配下の徒目付 月以降は大名担当の門が老中、 幕府の番衆が担当する城内のものと、 門は枡形の形をとり、 (後掲図4)。 (図1:表1)があった。 そして将軍や外交使節が出 門番は門の開閉と追加者 外門 寄合担当の門が留守 城外の門番は (冠木門) 大名・ 正徳 寄合

1 6 32西丸大手門)とB内曲輪一五門 城外の門は、その重要度から、 8~12)の三つに分けられる。これらの門では、詰める人数や武器(表 職務内容が異なった。 А 13 5 26 大手三門 29)・C外曲輪一一 (27大手門 30内桜田 門 1 門

れなかった。 れなかった。 門外に残さなければならない最終ラインの門で、 が 任じられた。 最も重要視されたのが、 また、 大手三門は、 門はすべて卯刻より酉刻 A大手三門である。 江戸城に登城する大名などが、 (六時~一八時) 門番には大身の譜代大名 般の者の通過は許さ 供 しか開 の大半を

は一 大名小路や大手前より外側の門に外様大名が配置された。 は、 る門 ~ 六時) B内曲輪門では、 日 Cは外門・内門とも 一日中であった。また、 中 10 (23外桜田門 幸橋門以外は旗本の寄合が任じられた。 内門が卯刻より酉刻(まで女性の通過者の手形改を行った。 幕閣の屋敷のある西丸下ほか北の丸の出入りにかか ·25馬場先門·26和田倉門·29竹橋門) (六時~一 八時) でくくり戸が子刻 開門時間は、 酉刻より卯刻 に譜代大名が またC外曲輪 Bは外門

わ



図 1 **江戸城主要城門** (点線は常盤橋門番が対象とする出火範囲である〈後述〉)

表 1 江戸城門番の格と人数

番号	門	+42	人数 (人)					
留写	L.3	格	給人	侍	足軽	中問	合計	
1	浅草橋	旗本 5000~万石						
2	筋追福	旗本 5000~万石						
3	小石川	旗本 3000~万石						
4	牛込	旗本 3000~万石						
5	市谷	旗本 3000~万石						
6	四谷	旗本 3000~万石						
7	喰違	二丸留守居						
8	赤坂	旗本 3000~万石						
9	虎	旗本 5000~万石						
10	幸橋	外様 1万石余	4	2	25	20	51	
11	山下	旗本 3000~万石						
12	浜大手	旗本 5000~万石						
13	数寄屋橋	旗本 5000~万石	4	2	25	20	51	
14	鍛冶橋	外様 1万石余	4	2	25	20	51	
15	呉服橋	外様 2万石余	4	2	25	20	51	
16	常盤橋	外様 3万石以上	4	3	27	23	57	
17	神田橋	外様 7万石 (国持分家は3万石以下)	5	3	35	27	70	
18	一橋	譜代 2万石以下	4	2	25	20	51	
19	雉子橋	旗本 5000~万石						
20	清水	旗本 5000~万石						
21	田安	譜代 1万石	4	2	25	20	51	
22	半蔵	譜代 1万石余	4	3	27	23	57	
23	外桜田	譜代 3~5万石 (外様に準ずる家)						
24	日比谷	外様 1万石余	4	2	25	20	51	
25	馬場先	譜代 2~3万石	4	2	25	20	51	
26	和田倉	譜代 2~3万石	4	3	27	23	57	
27	大手	譜代 10万石	20	5	100	50	175	
28	平河	先手組与力同心						
29	竹橋	譜代 1万石余	4	2	25	20	51	
30	内桜田	譜代 6~7万石	10	5	50	50	115	
31	坂下							
32	西丸大手	譜代 6~10万石	10	5	50	50	115	

^{*}格は天保 8・10 年 (1837・39) 刊『殿居嚢』, 人数は「教令類纂」所収の正徳 3 年 (1713) の規定による

軍

な勤め には一 が 藩邸に滞在し、 幕領検地などが賦課されていない。 饗応役は共通するものの、 藩後のものと比較すると、 した勤役が賦課されていた点が特徴といえよう。 まず、 口 一火を目的とした火消役七回、 あった。 の門番役で四四回、 への忠誠を示したが、さらに具体的な職務 代藩主直政の側役が注目されるが、 であった。 京都の皇居の警備などその他八回となっている 八戸藩の江戸での勤役を概観しておきたい。 八戸藩の場合、 節句や毎月の定例日 また、 ついで公家の饗応役一三回、 隣接した外様大名津軽藩の勤役のうち八戸藩立 確認できる勤役は八五回である。 門番役 蝦夷地警衛のほか川除や寺院等の手伝普請 犯罪人の預り六回、 八戸藩の場合、 (神田橋門)・ (月並登城) 回数が多いのはむしろ軍事的 (勤役) 火消役 に江戸城に登城して将 門番を主として特化 駿府加番三 江戸城や幕府施設 が課せられること 参府大名は、 (表2)。 (本所) 最多は江 回 と勅使 政 治的 側役 江

えば、 あるが、

寛延元(一

七四八)

年の勤務前に、

前年に勤めた足守藩に問い合

経費は進物や高家への礼金なども含めると高額になった。

回は控

の勤めであった

(表2%印)

また、

勤務日数は三週間程度で

四月の使者(年頭勅使)

一戸藩の饗応役は、

三回のうち一〇回が幕府の新年の挨拶に対す

、三回が将軍法事の使者であった。

ただし、

た赤穂藩主浅野長矩と指南役であった高家吉良上野介との刃傷沙汰であ

赤穂事件の発端は、

饗応役を命じられ

、これらに儀礼に精通した旗本

(高家)

が指南役に付いた。周知の通り、 らに控として二家程度が命じられ、 も行った。

一〜七万石ほどの外様大名の中から、

各使に対して一家 外出や江戸城への案内

ಕ

滞在先である伝奏屋敷に藩主ほか藩士が詰め、

など)として朝廷から派遣された公家を警護・

接待するもので、

江戸

公家の饗応役とは、

天皇・上皇・女院などの使者

(勅使

·院使

表 2 八戸藩の江戸勤役一覧

(おもに「目付所日記」〈八戸南部家〉より作成)

勤役	回数	内 訳
江戸城門番	44	鍛冶橋門 15 回, 呉服橋門 9 回, 常盤橋門 9 回, 日比谷門 7 回, 数寄屋橋門 2 回, 西丸馬場先門 1 回, 幸橋門 1 回,
饗応役 (※は控役)	13	年頭 (延宝 6 $\langle 1678 \rangle$ 年, 元禄 $11 \langle 1698 \rangle$ 年・仙洞使, ※正徳 $2 \langle 1712 \rangle$ 年, 正徳 $4 \langle 1714 \rangle$ 年・院使, ※享保 $14 \langle 1729 \rangle$ 年, 寛延元 $\langle 1748 \rangle$ 年・大宮使, ※宝暦 $11 \langle 1761 \rangle$ 年, 寛政 $9 \langle 1797 \rangle$ 年・院使, ※文化 $4 \langle 1807 \rangle$ 年, 嘉永 $2 \langle 1849 \rangle$ 年・女御入内の勅使), 法会 (天和元 $\langle 1681 \rangle$ 年の秀忠法会・勅使, 宝永 $6 \langle 1709 \rangle$ 年の綱吉法会・中宮使, ※正徳 $3 \langle 1713 \rangle$ 年 10 月の家宣法会)
火消役	7	本所火消 4 回 (寛文 10 〈1670〉年・延宝 8 〈1680〉年・明和 2 〈1765〉年・明和 5 年),本所米倉火の番 (明和 3 年),浅草米蔵火消 (貞享元 〈1684〉年),方角火消 (元禄 13 〈1700〉年)
犯罪人の預り	6	佐野市郎左衛門 (延宝 2 $\langle 1674 \rangle$ 年),戸川主水 (延宝 9 $\langle 1681 \rangle$ 年,国元へ移送),青山虎之助 (貞享元 $\langle 1684 \rangle$ 年),伊東淡路守 (御小姓衆 800 石 貞享 3 $\langle 1686 \rangle$ 年),弓場弾右衛門 (正徳 2 $\langle 1712 \rangle$ 年,国元へ移送),伊奈右近 (寛政 4 $\langle 1792 \rangle$ 年)
駿府加番	3	延享元 (1744) 年 5 月~ 9 月 (藩主が病のため免除), 延享 3 (1746) 年 5 月~ 7 年 7 月, 文政 11 (1828) 年 5 月~ 9 月 (帰国)
側役	3	詰衆 (貞享 4 ⟨1687⟩年), 側衆 (元禄元年), 側用人 (元禄 13 ⟨1700⟩年)
その他	9	聖護院門跡参向で増上寺裏門より庫裏まで警備(貞享4年),朝鮮人来朝で遠州舞坂まで鞍皆具・中馬送御用2回(延享4〈1747〉年,宝暦12〈1762〉年),禁裏御所方用(安政2〈1855〉年),将軍上野往詣の豫参(安政5年),江戸城本丸御殿再建に関する上納金(万延元〈1860〉年),日光御宮御霊屋ほか修復(元治元〈1864〉年),京都表警衛(元治元年 すぐに取り消し),毛利左京謹慎につき居屋敷付近取締家来見廻り(元治元年)
合 計	85	

理した駿府城について、城外を守る役職である。一○○両の御用金を領内に課すよう、指示している「駿府加番は、幕府が管がせたところ、饗応役の経費が二四○○両だったとの回答があり、急遽

を果たした をいまで、城内を守る幕臣の定番(常駐)・在番(二年交替、寛 を果たした。 はがする。 をいるにか、財政上は藩にとって魅力的な役であった。 当務は一年交 はされたため、財政上は藩にとって魅力的な役であった。 当務は一年交 はされたため、財政上は藩にとって魅力的な役であった。 当務は一年交 はされたため、財政上は藩にとって魅力的な役であった。 当務は一年交 は、 のを守る幕臣の定番(常駐)・在番(二年交替、寛 を果たした

門の 24 門番役については、B内曲輪門のうち日本橋・京橋の町ft地と隣接し]が中心で 0幸橋門が一回となっている 比谷門七回、 1鍛 13数寄屋橋門 冶橋門 五回 □ 暴服橋門 25西丸馬場先門 九回 常盤橋門九回 回 外曲輪 た 日

> が置かれていた は福井藩の上屋敷 えると冠木門がある。門を潜ると枡形となり、中には枡形番所 かる常盤橋を右斜めから撮った写真である 図 をはさんだ門の正面の「本町」は、江戸の中心的な町である本町 (現日本銀行付近)であった。橋の手前に外張番所、橋を渡って堀を 詰所であり、ここから交代で見廻りや番所詰に出た。 図2は常盤橋門を左斜めから撮った写真、図 が 、さらに本門を抜けると右に大番所が置かれた (松平越前守」) 正面から左側には長らく北町奉 4は門番の平面図である堀 3は門の手前の外堀に 門を入ると右 大番所は、 (内張 藩 に 士 番 越 目

り決めた職務の細則から、門番の職務をみていこう。では、この際の勤務中の記録と、勤務開始直前に相番の近江大溝藩と

りて 八戸藩は門番勤務を開始した。表は5規定の武器・ft数である。銅物人の箱一つを受け取り、またさしあたって道具を前任の宇土藩から 借五月一日に、相番大溝藩より受持場所と門鍵四つ・海老鍵大小五つ・

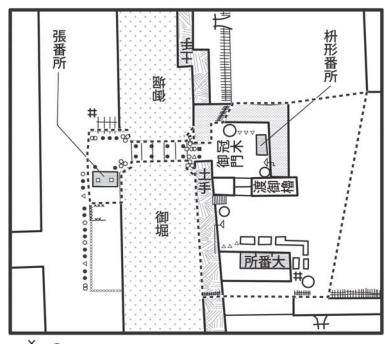
3 職務の内容

職務の概要

のは合計でおよそ二〇〇日となっている ft吉藩となった 月五日に帰国を命じられて丹波柏原藩に引き継ぐまで、常盤 は近江大溝藩で、 橋門番をつとめた。ともに門番をつとめた藩 日目の四時 天保 三 一八四二 門番の勤務は 〇時ごろ)に交代した 同藩が一一月より大坂加番となってから 年、 八戸藩は五月一日より 基本的には 。八戸藩がつとめ (相番 〇日勤めて 」は最 翌年六 初 た は

> 図 2 常盤橋門の枡形と櫓 東京国立博物館蔵「旧江戸城写真帖」

図3 常盤橋御門明治初年 松戸市戸定歴史館蔵「東京常盤橋御門」



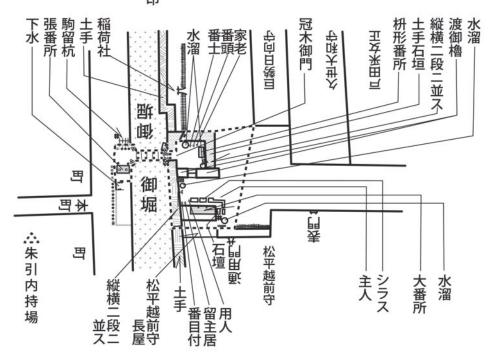


図 4 常盤橋門番

「山王御祭礼ニ付外固絵図面写」(八戸南部家)より作成。 上図の記号は、将軍御成の際の藩主・藩士の平伏場所を示す。

堂盤橋門番の武器と詰人数 表 3

及り、同盟に関いる。							
武器	数	格	人数				
鉄砲	10 挺	給人	10人 (5人ずつ詰)				
弓	5 張	侍	4人(2人ずつ詰)				
長柄	10本	足軽	27人(小頭2人)				
持筒	2 挺	中間	20人+小頭1人				
持弓	2張						
		合計	62 人				
「些配括如田神加京居民」/生儿会李丰/ レルル							

「常盤橋御門被仰渡便覧」(遠山家文書)より作成

四

侍身分は給人・

侍

中

った。天保の実際の勤めでは、 人にすぎず、残りは足軽・

番頭を筆頭に番目付

間であ 人・膝代リ一人・藩の組小頭 人·番士四人·徒目付一人·用番 藩の担当は、 計六二人のうち、 交代した。 に五日間泊まり込み、 大部屋小頭一人・茶番四人の組が二

藩から褒美を請けた者は、 足軽三六人・足軽世話役一人・小人小頭一人・小人世話役五人・下茶番 人・小人二八人)にのぼっている。 和田市五郎) から雇用された者たちである。行事などのつとめで 請負人二名のほか、計七四人 (雇小頭二人

中の請負人二名(高橋

〈播磨屋〉

たった多くの中間・足軽は、

江戸

藩士たちの指示で番にあ

六日目に隊が

止で、

たとえ荷物を両側につけた馬

の背に乗る

「乗懸馬」であっても後

「刀箱」を持った家来がいなけ

兵衛

そしてこの年には将軍が不在となる日光社参があった。 担当する空間 の職務は、平時には、 (持場) の管理、 日常のものとして、 非日常のものとして、 門 一の開閉・ 儀礼・祭礼・火事、 ・通過者の改め

け

の御道具類は其向々=支配や預け先の連絡

は支配からの連絡

(「預」)

か同心の付き添いが必要であった。

8勧進

(「断」)、

⑦手錠をした囚

⑥鉄砲、

御預

竹木・植木類、

仮門を用

1

通過後は打水で浄めることとされた。⑤荷物については

ので小扉より手形を確認して通し、

た。また、④棺持人は

「穢」がある

ば、

馬から下りることを命じられ

風呂敷を掛けた進物類以外は手形の確認、

2 門の開閉と通過者の改め

0) 番所とも戸・障子を外して、 配置である。 八時ごろ) 開閉は、 面番が詰めた上で毎朝明六時 の御太鼓の時に閉め、 番士以下がそれぞれに詰めた。(3) 夜間は大番所・枡形番所・外張 (六時ごろ)に開き、 表4は実際 暮六

ら六時の間に通過する女性である。 確認を行う通過者は、 以下の八つのケースであった。まず①一八時 乳児も例外ではなく、 駕籠に乗って か

足軽以上の基本配置

人

(「壱番詰」「弐番詰」)で、

番所

場所	格・人数					
一之間	番士4人〈数年来5人から4人に減少 夜は1人〉					
二之間	徒士2人〈夜は1人〉					
幕下	足軽4人(内1人小頭)					
御門下	足軽 3 人					
枡形	足軽 2 人					
外張	足軽4人(内1人下座見)					
	「釆」勘士力尚」(「尚數孫御明勘士尚」告山宮立事)					

ば通過禁止であった。また重たい荷

だ車・駕籠は連絡

(断)

が無け

いても、

材木・

竹・石や植木を積ん

形との照合を行った。

②開門時間中

(六時から一八時)

の 車 ・

駕籠につ

いる者についても人数を改め、

物を積んだ「地車」

は

一切通過禁止

であった。③武家も乗馬の通過は禁

「番人勤方之覚」(「常盤橋御門勤方覚」遠山家文書)

幕府には内分の処置を頼んできたため、女性は通切手をとった上で通 柄を移し、 ともに取り押さえて身元を尋ねたところ、 文次郎は先方の留守居手付に引き渡している た福井藩の持筒組大平文次郎と名乗った。 者や巡礼者、 出府仕 天保一三年一一月晦日には、 門外より内へ女性一人が駆け通った。 |候者ニ゠甚不按内故不始末之致方、 福井藩に確認したところ、 髪結や物乞いは基本的に通行禁止であった。 閉門時間の暮六時(一八時) 同藩留守居が手付を派遣し、 そこで、 門下番人の者が同行の男性と 大番所の裏手に上屋敷があ 御内聞御取斗被下度旨」 大番所の三ノ間に身 を過ぎてか 近 ح

表5 鍛冶橋門の通行状況

A 元禄 15 (1702) 年 11/21 ~ 12/2 の夜間の女性・日中の病死人馬の通行

АЛ	小水 10 (1702)	平 11/21~ 12/2 0	校間の女性・日中の病死人馬の連行
月日	時 刻	人 数	申請者/出発地→/→行き先
1122	*夜五時	女1人	松前伊豆守(※南町奉行)
1122	酉下刻	女1人	三浦壱岐守
1122	酉下刻	女乗物2挺・陸立 女4人	松平土佐守/ →松平土佐守上屋敷
1122	酉下刻	女 2 人(うち乗物 1 挺)	酒井左衛門尉
	* 酉下刻	女1人	松前伊豆守
1122	子上刻	女1人	三浦壱岐守
1123	*六半時	女1人	松前伊豆守
1123	六半時	女1人	丹羽遠江守
1123	明七時	女1人	★畳町伊兵衛/ → (保田)越前守 (※北町奉行)(伊兵衛店甚五兵衛母)
1124	七半時	女1人	★新右衛門町家主五郎兵衛/ →松 前伊豆守
1124	*暮六時	女1人	松前伊豆守
1124	*暮六時過	女1人	松前伊豆守
1124	*暮五時過	女1人	松前伊豆守
1124	五半	女駕籠乗物1挺・ 下女1人	織田越前守
1125	明七時	女1人	★宇田川町家主清左衛門/ →評定 所
1125	酉下刻	女上下 4 人	阿部豊後守/ →豊後守上屋敷
1126	明七半	女2人	★三田同朋町家主三郎兵衛/ →保 田越前守番所
1126	明七半	女1人	★芝西応寺町家主庄右衛門/ →伊 豆守番所
1126	明六前	女1人	★畳町伊兵衛/ → (保田) 越前守 (伊兵衛店甚五兵衛母)
1126	酉下刻	女乗物6挺	酒井靱負督/ 酒井靱負督居屋敷→ 土井周防守居屋敷
1126	酉下刻	女乗物2挺·歩行 女3人	酒井靱負督/ 酒井靱負督居屋敷→ 土井周防守居屋敷
1126	夜五時	女2人	中条河内守
1126	*夜五半	女1人	松前伊豆守
1127	暮六過	女2人	松平下総守
1127	六半時	女2人	★浅草瓦町久兵衛店/ →松前伊豆 守様
1127	五過	女上下9人(うち 乗り物2挺)	阿部豊後守/ →豊後守上屋敷
1128	明七時	女1人	★芝如来寺門前家持太兵衛/ →伊 豆守様御番所
1128	七過	女1人	★畳町伊兵衛/ → (保田) 越前守 (伊兵衛店甚五兵衛母)
	*暮六過	女1人	松前伊豆守
1128	-	女中1人	松平備前守
1202	*明六時	女1人	★並木町名主伊兵衛・同町七郎右衛 門/ →松前伊豆守
1202	*酉下刻	女1人	★丹羽遠江守/丹羽遠江守様御番所 →松前伊豆守様御番所
1121	昼八時	女乗物1挺(病死 の女1人)	松平主計頭 →浅草新寺町常林寺
1121	夜五ツ	病死之者1人	松平和泉守
1121	酉下刻	損馬1疋	松平備前守
	朝四時	病死女1人	堀大和守
_	暮六時	病死之者1人	松平伊予守 →寺
	五時	男死人1人(乗物 1挺)	松平讃岐守
1127	四時	男死人1人	松平讃岐守
-	七時	病死之者1人	牧野備前守
	四時	□死馬1疋	松平備前守
1201	14		les 1 Millia A

B 正徳元 (1711) 年 7/14 ~ 7/22 の日中の荷物・囚人の通行

		+ 1/14 - 1/22 V) [1中の何初・囚八の連打
日付	時 刻	人 数	居所(申請者)/出発地→/→行き先
714		材木挽木板積申候 大八車1輌	間部越前守 出入
716	六時過	大八車10輌(本 丸御用)	小普請方平左衛門 今日中往来
717	五時前	大八車10輌(本 丸御用)	小普請方杉村平左衛門 今日中往来
717	五時前	大八車1輌(材木 積)	丹羽遠江守 →丹羽遠江守番所迄 (※南町奉行)
718	朝六半時	覆道具車2輌	当番酒井備後守 →馬場先門(当番 酒井備後守)迄 往帰とも
718		大八車5輌(本丸 御用)	小普請方杉村平左衛門 今日中往来
718	五時過	大八車1輌	間部越前守 出入
718	八時過	大三寸木2本	阿部豊後守
718	五時前	大八車3輌	間部越前守 今日中出入
720	*五時過	囚人1人	六郷領久田川原村名主源兵衛 →丹 羽遠江守
720	五時過	大八車1輌	丹羽遠江守
720		大八車1輌	丹羽遠江守 →門外
720		大八車5輌(本丸 御用)	小普請方杉村平左衛門 今日中上下
720	四ツ過	大八車1輌	間部越前守 今日中出入
720		大八車2輌	間部越前守 今日中出入
720	* 六時過	縄付2人	堀大和守 →堀大和守下屋敷
721	[]	大八車1輌	松平出羽守 河岸→松平出羽守 上屋敷
722	六半時	大八車6輌	間部越前守 出入
722	朝五時過	大八車5輌	間部越前守 出入
722	*五半時過	手錠之者2人	芝口三丁目太郎左衛門 →門外へ
722	四ツ半	大八車2輌	間部越前守 出入

C 元禄 15 年の「出入改手形」

区分	期間	件 数
	4/19 ~ 29	28
	5/9 ~ 19	32
	$5/29 \sim 6/10$	35
	6/20~晦日	35
	$7/10 \sim 20$	43
	$8/1 \sim 11$	21
女中	$8/21 \sim 29$	18
手	閏 8/11 ~ 20	27
形	$9/2 \sim 10$	15
/12	$9/22 \sim 10/3$	26
	$10/13 \sim 22$	23
	$11/1 \sim 11$	26
	11/21 ~晦日	22
	$12/12 \sim 22$	35
	140 日の合計	386
縄付1人		1
普化	僧 1 人	1
病死	手形	58
140	日総計	446

A「鍛冶橋御門留帳 女通手形・死人通手形写」・B「鍛冶橋御門留帳」・C・「手形改之覚」(「留帳」五所収) (八戸南部家)より作成。 *=手形ではなく「断」での申請。 ★=「訴訟」。 C の病死手形(「人馬病死」)の件数は11・12月分を欠いたもの。

せている。
せている。
せている。
せている。
せている。
は、四月三日には、閉門時間を過ぎた暮時過に、馬喰町家主吉左衛門店の平次郎妻が訪ねてきた。南町奉行所へ出頭した後、同行していた門店の平次郎妻が訪ねてきた。南町奉行所へ出頭した後、同行していた門店の平次郎妻が訪ねてきた。南町奉行所へ出頭した後、同行していた

まで一九件であった。 ②・⑤車荷物については、 門内にある大名屋敷の関係者である。ただし、 ⑧ 普化僧が一件、 閉門時間帯の手形での女性の通過者は三八六件、 元禄一五 るため、一○日間の実数は三二件と女性の通行が多かったことがわかる。 橋門が南町奉行所に面していたためであろう。また断の通過が一○件あ(≦) 豆守・保田越前守)への訴訟人が一一件と目立つ。これは、当時、 日より晦日の手形二二件中、行き先を見ると、早朝の町奉行所(松前伊 め、例として表5Cには、14鍛冶橋門番勤番中に認めた通過者をあげた。 搬入が頻繁にあったのである 天保一三~一四年の常盤橋門の通過改の総数については記録がないた (一七〇二) 年四月以降の一四〇日間の合計は四四六件で、 ④病死が五八件となっている。これらは基本的には このように内曲輪門には、 正徳元 (一七一一) 年七月一四日より二二日 ①については一一月二一 通行や、 ⑦囚人 (縄付) 車による荷物)が一件、 鍛冶 (1)

(3) 空間の管理

理を行う門番の担当区域 子の養育、 町に面 ように、 門番の仕事は、 は 施設や道路の管理、 した道路、 常磐橋門は外側で町、 喧嘩の制止と身柄の拘束、 堀と武家屋敷に面した空間に朱線が引かれている。 門の開閉と出入の監視だけではなかった。 (持場・掃除場)である。(16) 行き倒れ・ 内側で武家屋敷に面していた。 放れ馬の拘束、 病人・怪我人・酒酔人の介抱、 門番は、 落とし物などの処 図4でみた 町・武家屋 図では、 捨

敷と分担して、都市の空間の管理を担ったのである。

天保の八戸藩の常盤橋門番の記録では、堀にかかる橋の両側(「鵜ノ下保の八戸藩の常盤橋門番の記録では、堀にかかる橋の両側(「鵜ノ下保の八戸藩の常盤橋門番の記録では、堀にかかる橋の両側(「鵜ノ下保の八戸藩の常盤橋門番の記録では、堀にかかる橋の両側(「鵜ノ

さらに確認を求め、翌日に引き渡している。守居と内談、確認のうえ、まず日記を返却した。火鉢は目印がないため、守居と内談、確認のうえ、まず日記を返却した。火鉢は目印がないため、書類(「奥向日記」)と銅火鉢一つを発見し保管した。そして、同藩の留書類(「奥向日記」)と銅火鉢一つを発見し保管した。そして、同藩の留書類、一月二七日の近隣の福井藩邸からの出火直後には、女中を門かまた、一月二七日の近隣の福井藩邸からの出火直後には、女中を門か

二〇枚)を購入し、 ど降った。 草取捨料六〇〇文・石垣草取捨料五〇〇文)を渡している。また、 通の草がとくに伸びたため、小人らに取らせ、酒代として一一〇〇文 は徹底的に行われた。このほか、三月二七日には、 払われている。とくに、 小頭以下に毎回「定式酒代・御十日番中掃除大儀料」として二貫文が支 掛徒目付に松枯れがない旨を届け出た。一〇日間の番の最終日には、(ド) 朱を渡している。 月二二日には六半時頃より四時 は春夏は毎日、そのほかの時期は状況に応じて行われた。毎月末には松 このほか、持場の草取や掃除、松の管理は恒常的に行われた。 幕府の徒目付・小人目付の見廻り後、 すぐに雇小頭に除雪を命じ、 将軍の外出 (五時から一○時ごろ)まで雪が二寸ほ (御成) や諸大名の登城などの時に 大儀料として金一分一 筵(上筵一○枚・下筵 持場内の地草・ 地 雇

を尋ねたところ、男は神田相生町善次郎店万吉で、町内で口論して少足守藩の勤務時に、枡形で三〇才ぐらいの男の行き倒れがあった。様子常磐橋門番勤務中の文化元(一八〇四)年一一月一八日には、相番の

こうと駆けて来て、

つまづ

三日晒

いて倒れたという。

引き入れ、

し疵を負い、

町奉行

べ行

ほど堀端に引き出して幕府小人目付の検使を受け、

引き取り手がなかったので、

麻布一本松善福寺地中善光寺へ

八戸藩の記

淀

表 6 晒場所一覧	
場所	晒場所
東(西丸カ)大手門	常盤橋外
内桜田より和田倉門迄	呉服橋外
馬場先門	鍛冶橋外
呉服橋内·大手迄	五郎兵衛町
神田橋外明キ地	三河町
内桜田門より水野肥前守屋敷前より日比谷迄之内	山下門外
半蔵門堀内	麹町
田安門・雉子橋門・清水門・竹橋門・一橋門の五カ所持場	飯田町

した。

しかし、

(「兼而御頼之御

乳付相負

て閏八月には、

(享和3〈1803〉年写「所々御門取計控」〈森本家文書〉より作成)

と願ったので、

題視されたわけである 事件に関連した特殊例の可能性もあるが、 人に関っ 藩に命じている。可っ 1の一時押込を足守 4人 町人に関する内分の処理が問

さきの長崎屋

隣接する福井

同

須であ 脇に収容し、 はからなければならないことも少なくなかった。 によっ て貰ったが蘇生しなかった。このため、 日夜五時には、 こうした空間の管理をめぐっては、 った。 て指定の場所があり 長崎屋平左衛門を頼んで石町四丁目の町医渡辺良庵にも見 八戸藩が常磐橋門番勤務中の享保 枡形の中で四○才位の男性の行き倒れがあっ (表6)、 指定場所の 隣接する武家屋敷や町との連携を 常盤橋より南の 町との良好な関係も必 また晒については、 九 (一七= 一石橋へ四〇間 三四 た。 年七月 門

北町奉行は責任者の番人と た。そして、町役人が「内分 だところ身元の確認はとれ 済ませたとの理由で、 ころを軽傷を理由に内済で して藩の判断を得るべきと 徒目付を呼び出した。そし で身柄を引き渡してほしい 人は證文をとって身柄を返 町役人を呼ん 疵の手当を 翌年六月に 門番詰の役 番人 頼 藩邸 衛門 敷 藩邸 引き渡し、 衛門に金 た町年寄の奈良屋市右衛門、 護した病犬の養育を「万屋五兵衛・箸屋伝助方」に頼むとしている。(ミロ) 抱候様相頼」)。 橋向木薬屋呼寄、 で以前から依頼している橋向の木薬屋に養育を頼んだ ている。 府徒目付の検使と三日晒が済んだのち、 取り、 欠だったのである !曲輪門では、 の門番と辻番に挨拶するとともに、 、掲載されている享保了 んでいるという理由で 番では、 左衛門という町人にも礼金や品を贈っている。 このため、 の門番・辻番と関宿藩 へ寺への運搬と葬送を頼み、 (老中松平左近将監) 捨子があった場合は早速保護し、 常盤橋門番を勤める場合も、 に金一〇〇疋、 その七日後にも引き取り手がなかった場合、遺骸は埋葬された。 「町方之者諸入用」と名主五郎兵衛に挨拶金一〇〇疋を支払 近接する大名屋敷の門番と辻番に挨拶し、 ○○疋を、 両替町の名主・町代にも報告している。 (空) 鍛冶橋門番では、 同様に日比谷門でも、 近接する武家地・町人地と恒常的に関係を結ぶことが不 御番所二而養育難成候之間、 橋向の髪結床で 御 $\overline{\overline{\bigcirc}}$ (「用事等相頼候ニ付」) 橋左右髪結床_ 前の堀に落ちて死亡した道心者について、 (久世家) (一七三五) 橋向の髪結所二軒に挨拶し、 初回の出番と退番時には近接する大名屋 町を通じて寺から遺体の請取証文を受 初めての出番の際に、 の門番、 一ヶ所に銭五○疋を渡している。 (♡) さきの 宝永四(一七〇七)年の記録で保 番所では養育が困難という理 年の鍛冶橋門番の先例では、 にも鳥目五〇疋を渡している。 (33) 「前格之由ニー当御門外町年寄 、門の正面に拝領屋敷があ 「御橋向木薬屋河内屋助 其方ニ預置 15呉服橋門番の最初 呉服町家主尾張屋喜左 また、 さらに用事などを

同所の両替町河岸で

(4) 儀礼

規式御成」)のほかに、さらに臨時のものとして、外出(「遠御成」)、 保期の常盤橋門番がかかわった定式の年中行事である。まず御成は一九 軍や将軍家族の外出と帰城 番之覚」 のそばを通過する外出 や外交使節の登城といった儀礼の際の番である。 こうした日常の勤めのほか、 出仕は一七日となっている。御成については、こうした参詣 一から実際の勤めをみてみよう。 (「御見通御成」) (御成)、 非日常の勤めがあった。その第 諸大名などの江戸城 があった。では、 表7に示したのは、 天保期の 登城 は、 出 (「御 仕 相 天 将 門

われ、 時半に戻るものであったが、藩主の平伏や番所への詰めはなかった。 帰城するものである。前日には門や番所の掃除、草取や路面の修復が行 時 止24 川 伏する場所を示している。 側に「主人平伏場・家老・用人・留守居・番頭」、 送り出し、 将軍家の菩提寺の一つである寛永寺に七日 参詣は、 (八時)に門を通過し、昼頃 という記載がある。これは、 江戸城内の紅葉山東照宮に四日となっている。(53) 当日は早朝より藩主自らが側近(用人・留守居・医師・近習・茶道 らと番所に詰めた。そして、藩主をはじめ藩士が平伏して将軍を その後も帰城まで番所に詰めた。図4には、 常盤橋門番をつとめた約二〇〇日のうち、 一方、 (午刻過・四半時・巳下刻)に門を通って 紅葉山東照宮の場合は、五時に出発、 将軍が門から出る際に藩主・藩士が平 (うち一日は天候不順 門の正面および左に 寛永寺の参詣は、 増上寺とともに徳 門をくぐった左 で中 Ŧi. 五.

間におよぶときは、 したのち、 れた。 る予定が告げられるのは二日前で、 門のそばを通過する外出は三日であった。 臨時の外出は、将軍が四日、 当日は、 屋敷に戻った。 藩主と側近が門を出る時まで番所に詰め、 照明 (台提灯) 帰城の際には家老が番所に詰めた。 前将軍家斉が三日であった。 を一六カ所に設置した やはり入念な掃除や道の普請が行わ 通過時に平伏 門を通過す 通行が夜

呉服橋門通御

· 銭瓶橋通船

入れた。 邸前の持場境に足軽のみ出して道の通行を止めた。また、全て見通しの 様子を確認している めなかった。このほか、 際は非番の番頭一人が番所へ詰めて諸事を取締り、 人は引き払い、冠木門を閉めて番頭が枡形内を固め、 を閉じた。 て藩士を配置し、 台提灯を出した。将軍から見えそうな場合、 時は一番払いより福井藩邸・鯖江藩邸前の持場境へ番目付を差し出 さらに夕刻の還御の場合は、 冠木門外通の見通しの際は、 道の通行を止め、 (「御成見」)。 近隣を通過した三日については藩士を派遣して 外張番所を撤収し、目立つ品を取 夜に入ると面番所燭台・ 面番所はそのまま勤め、 番人は番所の中に入り、 そのほかの役人は詰 福井藩邸・鯖江藩 持場内に 門

過者を改めた。そして将軍が帰城する四月二一日は、 廻りに行き、 家老が番所に詰め、さらに藩主自身が毎日四時 が番所に詰めて御成と同様につとめた。そして将軍の不在中は、 出ている。まず、出発当日は寅刻 時過ぎ)に当番の老中に挨拶して藩邸に戻った。 うに四時 (一○時) よりつとめ、藩主は通行を見届けてから、申刻過 (一六 て番を勤めた。門は暮六時より明 たが、この期間は、門番は、将軍不在の江戸城を守るという重責を担う こととなった。このため、非番・当番を五日交代とし、藩主自らが番に (日光社参) があった。 さらに、 天保の勤番の時には、 毎晩七時前より五時 江戸時代を通じて、 将軍の外出として日光東照宮への参詣 六時(一八時より六時)まで閉め、 (四時)より門を開き、 (四時前より八時) 一九回しか実施されなか (一〇時) 御成の時と同じよ まで番所に宿泊 に 出発まで藩主 度ずつ見 日中は 通

行事ほか行事日は六日、 天保の記録では、 名をはじめとする武家が、 .恒常的なものは省略されていると考えられ また儀礼は、将軍との関係にとどまらない。 江 戸城に登城する月並登城日は五日、 臨時の登城は二日しか記されていないが、 相互の家格を確認する重要な機会であっ 江戸城への登城日は、 五節句や正月の た。 大

表 7 常盤橋門番の定式の年中行事

11 他の 一	пД	括 Ini	仁 由
1/2 出任 押の割より大御門を開き、勤奮。 1/3 ~ 5 出任 一部	日付	種別	行 事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1/3			
1-12 出仕 御年越。夕八時より動香。晩より松飾椒去。8日まで松飾御用車10 輌通行。			
1/8			
1/10			
1/10		山江	
1/11 出仕 御範鵬、評代大名も惣出仕。 1/15 出仕 御年廳、夕八時より動香。 1/17 御成 紅葉山御参詣。 1/20 御成 紅葉山御参詣。 2/21 御成 日光神徳・原子・原藤・原家・康祖父清康・秀忠御霊屋へ御成。※ 1/24 御成 日光神徳川の西藤・原本・田の出家中が登城。 1/24 四成 日光神徳川の西藤・原本・田の出家中が登城。 1/25		公田 ele	
1/14 出仕 御年越、夕八時より勤奮。 御年越、夕八時より勤奮。 1/17 御成 紅山柳参郎。 1/18 御成 第二神歌参節。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	-		
1/15 出仕 御年越。夕に時より勤奮。 和東山御参詣。 和東山御参詣。 初東 山御参詣。 初東 山御参詣。 初東 中 赤字の香林院(家康祖父清康)・秀忠御霊居へ御成。※ 1/24 御成 増上寺の善徳院(家康祖父清康)・秀忠御霊居へ御成。※ 1/24 出仕 日光御鏡間。日光門主・上野一山の出家中が登城。 出仕 公家東対顧。 3月頭 一橋門特場の鷹匠方の鷹を移動につき、見物人の制止。 4/17 御成 紅土 3/2 3/19 1/2 4/20 御成 寛永寺の大蔵院(家衆) 御霊屋へ御成。※ 4/19 御成 寛永寺の大蔵院(家衆) 御霊屋へ御成。※ 4/19 御成 寛永寺の乾有院(家瀬) 霊前へ御成。※ 4/19 4/17 御成 寛永寺の乾有院(家瀬) 霊前へ御成。※ 5/5 出仕 男子 位担前了・影響部屋へ御成。※ 4/19 4/17 4/1			
1/17			
1/20 御成 寛永寺の香珠院 (家藤生母 文化7年没) 霊前へ大納言 (家斉) が参詣。※ 1/24 御成 増上寺の善徳院 (家康祖父清康)・秀忠御霊屋へ御成。※ 出仕 出任 出任 出任 出任 出任 上巳。 出任 上巳。 出任 上巳。 公家来対顧。 日本 十香門持場の鷹匠方の應を移動につき、見物人の制止。 4/17 御成 報来刊参詣。 後 東寺の大政院 (家光)・電前へ参詣。※ 4/16 御成 増上寺の有章院 (家縦) 電面・一橋門持場の鷹匠方の應を移動につき、見物人の制止。 4/17 御成 塩東山参詣。 2 東寺の大政院 (家光)・電前へ参詣。※ 4/16 御成 増上寺の有章院 (家縦)・電頭への場合。 2 東寺の大政院 (家縦)・電頭への場合。 2 東寺の東政院 (家縦)・電前への制成。※ 6/17 御成 寛永寺の香華院 (家縦)・電前へ右大将 (家定) が御成。※ 5/20 御成 寛永寺の香井院 (家慶生母)・電前へ右大将 (家定) が御成。※ 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼・増中程まで神輿渡御で通行の制止。 4 世寺の学信院 (家庭) 御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外園は非番方から出る。 6/16 出任 嘉祥。 日本寺の学信院 (京重) 電霊屋へ御成。※ 6/15 出任 五寿・の存徳院 (吉宗) 霊前へ参詣。※ 冠木門外園は非番方から出る。 6/16 出仕 京本寺の有徳院 (吉宗) 霊前へ参詣。※ 窓木寺の有徳院 (吉宗) 霊前へ参詣。※ 2 東市 1 日代 1 月頃 1 日代 1 月頃 1 日代			
1/24 御成 増上寺の善徳院(家康祖父清康)・秀忠御霊屋へ御成。※ 日光御鏡剛。日光門主・上野一山の出家中が登坡。 日光御鏡剛。日光門主・上野一山の出家中が登坡。 日光御鏡剛。日光門主・上野一山の出家中が登坡。 日光御鏡剛。日光門主・上野一山の出家中が登坡。 日光の瀬原、 日本の東京・			
2/1 出仕 日光御鏡開。日光門主・上野―山の出家中が登城。 3/3 出仕 上巳。 3/4 出仕 公家來対館。 4/17 御成 紅葉山参詣。 4/17 御成 紅葉山参詣。 4/17 御成 紅葉山参詣。 4/17 御成 紅栗山御店、空前へ参詣。※ 4/17 御成 龍木寺の育章院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/5 出仕 端午。 5/5 出仕 端午。 5/8 御成 寛永寺の育院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/17 御成 寛永寺の香井院(家健生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/20 御成 寛永寺の香井院(家健生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/20 御成 寛永寺の香井院(家健生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 6/4 イン大に馬町月子事から5のテエ系社について状野。 6/4 イン大に馬町月子事から6のテエを発してから、所の事に通行の制止を依頼。 6/4 神伝天王典が修権中程まで渡卸で通行の制止。 6/12 御成 増上・書の「特に、家重)御霊屋へ御成。※ 6/12 御成 寛永寺の督院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/16 出仕 嘉洋・中の「電流社会の「会議との「会議との「会議との「会議との「会議との「会議との「会議との「会議			
出仕 上巳。 出代 公家来対顧。 一橋門持場の應匠方の應を移動につき、見物人の制止。 1			
3/月頭 一橋門持場の應匠方の應を移動につき、見物人の制止。 4/17 御成 紅葉山参詣。 4/20 御成 童木寺の大献院(家光)霊前へ参詣。※ 4/晦 御成 増上寺の有草院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/5 出仕 端午。 5/8 御成 室太寺の敵有院(家綱)霊前へ御成。※ 5/10 御成 紅葉山御宮・憩御霊屋へ御成。 5/20 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/20 御成 童木寺の香藤院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が6/5・7の天王祭礼で他中程まで神奥波御で通行の制止を依頼。 6/4 大伝馬町月行事が6/5の天王祭礼で櫓中程まで神奥渡御で通行の制止を依頼。 6/7 南伝馬町天王の御奥が大手御橋まで渡師で通行の制止。 6/8 中橋天王神奥が橋中程まで渡師で通行の制止。 6/12 御成 増上等の停倉院(家重) 御霊屋へ御政。※ 6/15 山土祭礼 祭礼年にあたる年は動帯。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥 6/20 御成 寛水寺の有徳院(吉宗) 霊前へ参詣。※ 7/1 御成 紅葉山御宮・憩御霊屋へ御成。 7/14 御成 紅葉山御宮・漁御霊屋へ御成。 8/1 出仕 大房。 8/2 出仕 変協・変との選員を 、金中の聖霊道具を帰成。※ 8/1 出仕 大房。 9/9			
3月頭 一橋門持場の應匠方の鷹を移動につき、見物人の制止。 4/17 御成 紅葉山参詣。 4/20 御成 寛永寺の大猷院(家業) 御霊屋へ御成。※ 5/5 出仕 端午。 5/8 御成 寛永寺の蘇有院(家郷) 霊前へ御成。※ 5/17 御成 童永寺の務年院(家郷) 霊前へ御成。※ 5/20 御成 寛永寺の香珠院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行手車の領域が大手御橋まで渡御で一門通行の際に通行の制止を依頼。 6/7 南広馬町天王の御奥が大手御橋まで渡御で一門通行の際に通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重) 御霊屋へ御成。※ 6/15 山正祭礼 祭礼年にあたる年は動番。※ 冠木門外園は非番方から出る。 6/16 出仕 第本 6/20 御成 寛永寺の存態院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 世夕。 7/14 御成 寛永寺の後側底(吉宗)霊前へ参詣。※ 8/1 出仕 人期。 8/1 出位 人期。 8/1 出位 人期。 9/8 御成 東本寺の後明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽 9/17 御成 紅土山御舎・御の後別・所の外の後限を開催したの企業を開かるとしてを開からいたり間のより、 10/1			
4/17 御成 紅葉山参詣。 4/20 御成 寛永寺の大猷院(家光)霊前へ参詣。※ 4/晦 御成 館太寺の成有院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/5 御成 寛永寺の厳有院(家継)霊前へ御成。※ 5/8 御成 寛永寺の敬有院(家継)霊前へ御成。※ 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/28 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事か 6/5・の天王祭礼で櫓中程まで神輿波御で通行の制止を依頼。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が播中程まで渡御で通行の制止。 6/8 中様天王神奥が播中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御蔵。※ 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御護屋へ御成。※ 6/15 山仕 嘉祥。 愛木寺の香院院(吉宗)霊前へ参詣。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 上身の存住院(吉宗)霊前へ参詣。※ 冠木門外固は非番方から出る。 7/7 出仕 七夕。 推事方が護者を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 8/1 出仕 八朔。 金中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう、足軽 4 人立香。 8/1 出仕 八朔。 寛水・寺の登明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 御成 寛永・寺の後明院(家治)霊前へ御成。※ 9/17 御成 選番目付より、神田祭礼に合てるき、参詣の経園を作成し、翌日提出するよう、指示。		出住	
4/20 御成 寛永寺の大献院(家光)霊前へ参詣。※ 4/晦 御成 増上寺の有章院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/5 出仕 蜀下の東京・歌和霊屋へ御成。※ 5/8 御成 寛永寺の厳有院(家継)霊前へ御成。※ 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。※ 5/20 御成 寛永寺の香珠院(家慶生母)霊前へ石大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町月子夢が6/5・7・の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町月子夢が6/5・の天王祭礼で櫓中程まで連御で通行の制止。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神奥が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の停信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/12 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)御護屋へ御成。※ 6/15 出仕 嘉祥・のを信院(家主)御霊屋へ御成。※ 6/16 出仕 嘉祥・ 6/17 申は 東京が整きを隠し入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/7 出仕 七夕・ 7月申 作事方が接着を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 寛永寺の登明院(家治)霊前へ御成。※ 8/1 出仕 人列 8/1 出仕 人列 8/1 出仕 人列 9/8 御成 寛永寺の後明院(家治)霊前へ御成。※ 9/10 当		Λη -P-	
4/晦 御成 増上寺の有章院(家継)御霊屋へ御成。※ 5/5 田佐 選午。 5/8 御成 寛永寺の厳有院(家網)霊前へ御成。※ 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/20 御成 寛永寺の香琳院(家慶生母)霊前へ石大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事か6/5の天王祭礼について挨拶。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の停信院(家証)御霊屋へ御成。※ 6/12 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/17 出仕 セタ。 7/7 出仕 セタ・ 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の春徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 セタ・ 7/14 御成 寛東寺の東衛徳(吉宗)霊前へ参詣。※ 8/1 出仕 人卵。 8/1 出仕 人明。 9/8 御成 東赤寺の漫明院、家前、御成 9/19 出仕 重陽 大田の・ 9/10 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出する	-		1 11 2 11
5/5 出仕 端午。 5/8 御成 寛永寺の厳有院(家綱)霊前へ御成。※ 5月中 破損所の見分あり。 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/20 御成 寛永寺の香琳院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が 6/5・7の天王祭礼でや中程まで神輿渡御で通行の制止を依頼。 6/4 大伝馬町月行事が 6/5の天王祭礼で檜中程まで神輿渡御で通行の制止。中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。中橋天王神奥が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/7 南広馬町天王の御輿が大手御儀まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神奥が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の韓信院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10 頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/10 頃 当書日付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 10/14 御成 増北寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/1 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/24 御成 漢金屋へ御成。※ <t< td=""><td></td><td></td><td></td></t<>			
5/8 御成 寛永寺の厳有院(家綱)霊前へ御成。※ 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/20 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/28 大伝馬町行事役が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事が6/5の天王祭礼について挨拶。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神奥が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/12 御成 恵木寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/16 出仕 嘉祥。 6/17 山工祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/18 出仕 嘉祥。 6/19 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 6/10 出仕 生身 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7/14 御成 紅葉山御彦・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう、足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8/2 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出位 重務目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9/17 御成			
5月中 破損所の見分あり。 5/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 5/20 御成 寛永寺の香珠院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町万事校が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町万千事校が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/7 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の督信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山上祭礼 祭礼年にあたる年は勤奮。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/17 出仕 生場 6/18 出仕 女男 6/19 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7/7 出仕 七夕。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の凌明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出土 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山伊参詣。 9/1 御成 紅葉山伊参詣。 <td></td> <td></td> <td></td>			
5/17 御成 紅葉山御宮・憩御霊屋へ御成。 5/20 御成 寛永寺の香琳院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が6/5・7の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事が6/5の天王祭礼について挨拶。 6/7 南伝馬町天王の御奥が大手御橋まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼、祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勧める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火		御 放	
5/20 御成 寛永寺の香琳院(家慶生母)霊前へ右大将(家定)が御成。※ 5/28 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼について挨拶。 6/4 大伝馬町行事が 6/5 の天王祭礼について挨拶。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/7 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/12 御成 増上寺の停信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 寮祥・ 6/10 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七少 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 別成 寛永寺の渡明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 10/14 御成 雑夫寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/14 御成 深徳院(家宣生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/24 (御成) 深徳院(家童生母)・寒みに将軍へ献よ、 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来		Men "Da	
5/28 大伝馬町行事役が 6/5・7 の天王祭礼で櫓中程まで神輿渡御で通行の制止を依頼。 6/4 大伝馬町月行事が 6/5 の天王祭礼で櫓中程まで神輿渡御で通行の制止を依頼。 6/7 南伝島町天王の御輿が大手御橋まで渡御で通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し、翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 禅寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重)御霊屋へ御成。※ 10/24 御成) 深徳院(家重)番歌僧。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/1 趣前守より、寒旬にくな前の小人に対している。 2/17 御成 紅本内・小公川路側成。			
6/4 大伝馬町月行事が 6/5 の天王祭礼で櫓中程まで神輿渡御で通行の制止を依頼。 6/7 南伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/14 御成 「独大・の険子張り直し。 10/14 御成 「独大・の険子、会員の職員会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		御风	
「商伝馬町天王の御輿が大手御橋まで渡御で、門通行の際に通行の制止。 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 日本の学信院(家重)御霊屋へ御成。※ 日本の学信院(家重)御霊屋へ御成。※ 日本の学信院(家重)御霊屋へ御成。※ 日本の学校のでは、			
6/8 中橋天王神輿が橋中程まで渡御で通行の制止。 6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/1 趣成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
6/12 御成 増上寺の惇信院(家重)御霊屋へ御成。※ 6/15 山王祭礼 祭礼年にあたる年は勤番。※ 冠木門外固は非番方から出る。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8/1 出仕 八朔。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄落。夕七時より勤務 一日付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒人に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 媒払い。/ 亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山の宮・惣御霊屋へ御成。 12/17 御成 紅葉山			
6/15 出仕 嘉祥。 6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御宮・張り直し。 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 漢徳院(家重上母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 11月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 九世 玄緒。夕七時より勤番。		Men De	
6/16 出仕 嘉祥。 6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/10 頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		御 放	
6/20 御成 寛永寺の有徳院(吉宗)霊前へ参詣。※ 7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8 月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/13 御成 媒払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/13 御成 棋払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		111.71.	
7/7 出仕 七夕。 7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 11月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
7月中 作事方が渡櫓を風入れのため開く。立ち会いを勤める。 7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
7/14 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう,足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より,寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨,挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		出任	
7/15 盆中の聖霊道具を堀に捨てさせないよう, 足軽4人立番。 8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より,寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨,挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		Men "De	
8/1 出仕 八朔。 8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より,寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨,挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		御 放	
8月中 破損所の見分あり。 9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10 頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		111.71	
9/8 御成 寛永寺の浚明院(家治)霊前へ御成。※ 9/9 出仕 重陽。 9/10 頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		出仕	
9/9 出仕 重陽。 9/10頃 当番目付より、神田祭礼につき、警備の絵図を作成し、翌日提出するよう、指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		Chr LD	The tree to the second
9/10 頃 当番目付より,神田祭礼につき,警備の絵図を作成し,翌日提出するよう,指示。 9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ,名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら,徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より,寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨,挨拶。 12/13 御成 媒払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
9/17 御成 紅葉山御参詣。 9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 媒払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		出仕	
9月中 番所内外の障子張り直し。 10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 媒払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯 2 張出す。		Chr LD	
10/1 2月まで火鉢出す。 10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 媒払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		御风	
10/14 御成 増上寺の文昭院(家宣)御霊屋へ御成。※ 10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
10/24 (御成) 深徳院(家重生母)・孝恭院(家治の子家基)へ、名代(老中・若年寄)が明六時通過。 10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		May D.	
10/ 出仕 玄猪。夕七時より勤番。 11 月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
11月頃 初雪が降ったら、徒目付・小人目付が見分に来る。 12/ 越前守より、寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨、挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
12/ 越前守より,寒入に将軍へ献上する生鱈を夜中に通過させて欲しい旨,挨拶。 12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。		出仕	
12/13 御成 煤払い。/亀有筋・小松川筋御成。 12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5 まで暮六時より提灯 2 張出す。			
12/17 御成 紅葉山御宮・惣御霊屋へ御成。 大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5 まで暮六時より提灯 2 張出す。		the P	
大晦日 晩に松飾りを建てる。1/5まで暮六時より提灯2張出す。			
		御成	
12/ 田安家の屋敷で会府を建てるために車を来年一年間通すよう, 指示。			
王 倪 8 ~ 19 (1927 ~ 41) 年成立の「告釈桥御田年由行車」(清山宏立書) とり佐成	12/		

天保 8 ~ 12 (1837 ~ 41) 年成立の「常盤橋御門年中行事」(遠山家文書)より作成。※ = 藩主も詰

間

迚

も壱人ニてハ相成不申」として、

顛末は不明であるが、

下座見が外注化し、

その雇用が

間 Þ

すでに宝永四 (一七〇七)

年

ないことが問題となり、

藩では

「下座見仲間も無之候てハ安心も無之候

もう一人の請負の者を探すよう

うことにしたいと願い出た。この際には、播磨屋の本業が道中人足の請

近年請負に加わった播磨屋藤兵衛が一人で請け負

門番足軽・中間を請け負っていた石塚喜兵

(下座見)を設けた。

天保

他家の門番の請負経験がなく、また「下座見仲間」も抱えてい

藩にとって重要だったことがうかがえる。

に日比谷門番を勤めた際には、

「御公義様御役人様方・御一

一家様下座帳

規式」 下座筵離候心得」)も、 というものであった。さらに、 籠が白州前に来たら平伏し、 箱が福井藩邸の角に来たら白州まで進み、 相手が大番所を通行する時に藩士が白州で、 家)、「半間」(五四家)、「九尺」(一家)、そして通過直後(「不離」一〇家)、 間程手前」 も作法があった。たとえば八月一四日の一橋家の通過に対する「白州下 う軽い対応の「行儀直拍子木」と異なった。また、下座のタイミングに の間で家老以下の藩士が麻上下、 白州下座」、 各藩は、 か旗本二二家 登城日には、 盛岡藩のみ二間半)、「中仕切半間程先」(少将一○家)、「中仕切半 の場合、 の勤めを行った。 通過者への対応を判断するための帳面 (侍従一六家)、「二間」(四品五家、ほか七家)、「一間」(三六 行列の先払の者を確認したら平伏人数を大番所へ揃え、 下座台で平伏する「本下座」、「半下座」、 毎回、 (うち三尺が二家、 三組飾手桶などを飾り、 行列が「雨落迄」にさしかかった時(中将の五 そして、 鎗が大番所を通り過ぎる頃に顔を上げ 下座の場から移動するタイミング 挨拶の作法は、通過する相手によって、 小頭以下は新しい看板に着替えて ほか不明)と、格差が設定された。(28) 打物が通過する時に下り、 足軽以下が地上で平伏する 早朝より大番所の壱・二 「下座帳」を作成した。 姿勢を正すとい (「御 á 挟 駕

老中·京都所司代·大坂御城代·御側御用人·

そして、

最も軽い対応

は

将軍家から他家に嫁いだ

門主、 奉行・作事奉行・普請奉行・目付であった。 留守居のほかⅠは七四家、Ⅱは六三家であった。 若年寄・門番の相番ほかⅠは六一家、Ⅱは七五家であった。「半下座 に次ぐ 様方 ていることから、(30) の「行儀直拍子木」の対象は、寺社奉行・側衆・大目付・町奉行・勘定 拶の格式を確認しておこう (表8)。 「白州下座」 天保一三~一四〈一八四二~四三〉年) 門職として外注化していたことがうかがえる。 人銀二〇匁で別途 之通り御知せ可申上」という職務で「御召抱下座見足軽四人」 では、 御三家・御三卿とその嫡子・妻、 が対象で、 「本下座」 常盤橋門番の二つの「下座帳」(I文政九〈一八二六〉 の対象は、 Ⅱでは「御馳走付之公家衆」が加えられている。 専門的な能力が必要であり、 「桜田町大屋勘右衛門店請合荒川善兵衛」より雇用

より、

下座の具体的な対象と挨

年、

II

は、Iによれば、

「下座見」が早くから専

のみを一

間違え、 日には、 幕府の指示に基づく可能性が高い。 これは、さきの下座見の請負證文にある よると考えられるが、基本的に対象となる幕府の役職は共通している。 役職に対する下座は、 時の下座見と平足軽に一日の謹慎を命じている。このように、これ Ι ・Ⅱの相違は、時期や各藩の拝領屋敷の移動に伴う登城門の変更に 直後に藩士が同家の屋敷に詫びを入れている。八戸藩では、 若年寄本荘伊勢守が門を通過した時に、 幕府の秩序の表現として重要であった。 天保の常盤橋門勤番時の一二月一六 「御公義様御役人様方」であり、 外張番所で下座の格を

さらに、

足軽の中に挨拶の作法を判断する役

(一八三八) 年四月には、

「難渋」のため、

ほ

される。 るなど、 こうした役職者への対応がある一方で、 「半下座」とされる旗本(表8*) (譜代小藩) これらは、さきの下座見の請負證文にある「御一家様」であろう。 大名の家格 の大名で本下座 (詰間) と挨拶の格が対応していないケースが注目 帝鑑間 の存在や、 (譜代大藩) 役職とは関係なく「本下座 柳間 で半下座がとられ (外様小藩)

表8 下座の格式と対象

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳Ⅱ (天保13~	藩名・* 旗本の石高 と役職(Iの段階)	大名の格 (詰間 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
	 日光御門主	14 (1842 ~ 43) 年) ○日光准后★·新宮	乙仅૫(1 V/汉阳)	(韶剛 1 の权階)		
	尾張中納言	★ ○御三家★				
	紀伊中納言	○(御三家) ★				
	水戸中納言	○(御三家)★				
	一橋□□(治斉カ)	○御三卿★				
		○同(御三家御三				
白	*一橋兵部卿(斉礼)	卿) 御隠居様方★				
州	田安右衛門督	○(御三卿)★				
下	清水式部卿(徳川斉順)	○(御三卿)★				
座	御三家御三卿之御嫡子様方	○御三家御三卿之御 嫡子様方★				
	同(御三家御三卿)御簾中様方	○同(御三家御三 卿)御簾中様方★				
	同(御三家御三卿)御後室様方	○同(御三家御三 卿)御後室様方				
	浅姫君(家斉娘)	○諸家 _江 縁付之姫君 様方★				
		御馳走付之公家衆				
	御老中(大久保加賀守〈小田 原〉·水野出羽守〈沼津〉·松平 和泉守〈西尾〉·植村駿河守〈高 取〉)	○(☆ 土井大炊頭 〈古河〉・堀田備中守 〈佐倉〉・真田信濃守 〈松代〉・水野越前守 〈浜松〉)				
	京都所司代(松平周防守〈濱田〉)	○(牧野備前守〈長 岡〉)			牧野玄蕃頭(〈侍従〉中 仕切半間手前)	
	大坂御城代(水野左近将監〈浜 松〉)	○(青山因幡守〈篠 山〉)				
	御側御用人(田沼内膳正〈相良〉)	○(☆ 堀若狭守) 〈飯田〉				
	若年寄(水野壱岐守〈北条〉·森 川俊知〈生実〉·増山弾正少輔 〈長鳥〉·林忠英〈貝淵〉)	○(☆ 本多弾正少 弼〈泉〉・遠藤胤統 〈三上〉・本庄伊勢 守〈高富〉・松平忠 篤?)				
	信濃守(南部信濃守利済)	○(☆ 利済)・甲斐守(☆ 信侯, 嫡子)*弘化2年武鑑	盛岡	大広間	少将 二間半	■本家, 二代正室
本	伊達遠江守 (村壽)	○(宗紀)・同大膳太 夫(宗城)*天保11 武鑑, 宗城は天保15 年家督相続か	宇和島	大広間	侍従 中仕切半間手前	■六代正室の実家の「家筋」
下座	松平肥後守(容和)	0	会津	溜間	(中将) 雨落迄	
		奥平大膳太夫(昌 猷)·同九八郎(昌 腹)*弘化2年武鑑	中津	帝鑑間	二間	七代正室の「御伯父之御続」 /八代子信一と「縁組御申 合ニ付」/九代信順の兄弟 の養子先
	大久保加賀守(忠真)	\bigcirc (\triangle)	小田原	帝鑑問	二間	八代信真正室の実家
	稲葉辰次郎 (幾通)	0	臼杵	柳間	一間	■「父下総守雍通御懇意ニ 付被 仰合」
	溝口伯耆守(直諒)	溝口主膳正(△ 直 溥)*弘化2年武鑑	新発田	柳間	一間	■三代正室姉の嫁ぎ先 七 代信房正室の実家
	毛利甲斐守(元義)·*同(毛利)備後守(元寛)	毛利左京亮(☆ 元 運)*天保11年武鑑	長門府中	柳間	一間	■七代正室の「叔母様御続」
	相良壱岐守(近江守頼之)	相良遠江守(長福) *弘化2年武鑑	人吉	柳間	一間	
	堀内蔵頭(富之進直格)	0	須坂	柳間	一間	■七代正室の姉妹の嫁ぎ先
	松平右近将監(武厚)	0	館林	帝鑑間	一問	
	伊達紀伊守(宗翰)	○(△)・同伊織 (△)	伊予吉田	柳間	一間	■六代信依正室の実家
	織田越前守(信美)	織田伊勢守(信学, 八百八*天保11年 武鑑)	高畑(畠)→天保元 年~天童藩	柳間	一間	
	池田丹波守(政範)	0	岡山新田(生坂)	柳間	一間	■七代正室の「古御続」

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳Ⅱ (天保 13~			下座の撤収の格	八戸藩との関係
外口		14 (1842 ~ 43) 年) 池田豊後守 (信濃守	と役職(Iの段階)	(詰間 I の段階)		■七代直房「御乗出之節御
	池田甚次郎 (勇吉政共)	の誤りか)	岡山新田(鴨方)	柳間	一間	頼二付」
	織田愛之助(長恭)	織田丹後守(△ 長 恭)*天保11年武鑑	芝村	柳間	一問	■五代信興正室の実家
	井伊掃部頭 (直亮)	0	彦根	溜間	中将 雨落迄	■盛岡藩主利敬の姉の嫁ぎ先
	鳥居丹波守 (壽三郎忠威)	0	壬生	帝鑑問	一間	■七代正室の「伯母様之御 続」
	松平織部正(正敬)	松平備前守(正和, 天保9年に家督相 続)*弘化2年武鑑	大多喜	雁間	一間	■七代正室父の養母の「御 舎弟」
	水野壱岐守(忠韶)・*同(水 野)甲斐守(忠実)	水野山城守(忠寶 (順ヵ), 天保 13 年 家督相続)	北條→文政 10 年~ 鶴牧藩	菊間→雁間*天保 11・弘化2武鑑	一間	■七代正室の「御兄弟」
	織田大膳(長孺)・*御同人(織田大膳)様奥方・*同(織田)専次郎(嫡子)	●半 織田淡路守 (長裕)*天保13年 武鑑	* 2000 石, 高家	雁間	三尺(織田淡路守)	■六代娘の嫁ぎ先
	山口但馬守(周防守弘致)	0	牛久	菊間	一問	■七代正室の「御伯父様」
	松平加賀守(齊泰)	○・同筑前守	加賀	侯大廊下 年始· 五節句御白書院 月次御黒書院	(中将) 雨落迄 在	
	松平讃岐守(頼恕)・*同(松 平)大蔵大輔(貞五郎頼胤)	松平右京太夫(頼 熙, 弘化2年武鑑で は嫡子, 弘化3年に 早世)	高松	溜間	少将 中仕切半間先	
	松平備後守(利之)	0	大聖寺	大広間	四品 二間	三代継室の実家, 七代正室 の姪の嫁ぎ先
本	松平豊後守(齊興)・*同(松 平)兵庫頭〈斉彬〉(松平又三郎)	松平大隅守 (斉興)・ 同豊後守 (△ 斉 彬) *天保 11 年武鑑	鹿児島	大廊下下之部屋* 天保11・弘化2武 鑑では「大廊下」 とのみ記載	(中将) 雨落迄 府	「御隠居渓山様 信真公正 御懇意為遊候ニ付文政九戌 年御先分被 仰入」
下	松平陸奥守(齊義)	0	仙台	大広間	少将 中仕切半間先	
座	細川越中守(齊樹)	○・同兵部大輔	熊本	大広間	少将 中仕切半間先	
	松平安藝守 (齊賢)	0	広島	大広間	少将 中仕切半間先	「末家美作守様〈広島新田藩〉御乗出諸事御頼,右同断(信真公)ニ付御先ゟ被仰入」
	松平大膳大夫(齊熙)	0	長州	大広間	侍従 中仕切半間手前	
	松平因幡守(齊稷)	0	鳥取	大廊下	侍従 中仕切半間手前	三代妹の嫁ぎ先 「当時御 断」
	藤堂大学	○藤堂和泉守(高 猷)*天保11年武鑑	津	大広間	少将 半仕切半間先	七代正室の「御兄弟」
	松平上総介(齊政)		岡山	大広間	(侍従) 中仕切半間手 前	
	同(松平)紀伊守(信豪)		亀山		半間	三代正室の姉の嫁ぎ先, 四 代正室の実家 「当時御断」
	真田伊豆守 (豊後守幸貫)	0	松代	帝鑑問	(侍従) 中仕切半間手 前	
	松平左兵衛督(直韶)	松平兵部大輔(慶 憲)*弘化2年武鑑	明石	大広間		七代正室の姪の嫁ぎ先
	松平錫 (輝承)	松平右京亮(輝承) *天保11年武鑑, 弘化2年では輝充。	高崎	雁間	侍従 中仕切半間手前	盛岡藩利敬姉の嫁ぎ先
	松平左京大夫(頼啓)・*同(松 平)大蔵大輔(頼学)	0.0	西條	大広間	少将 中仕切半間先	八代正室の姉の嫁ぎ先
	松平阿波守(齊昌)·*松平伊豫 守(齊敏)	0.0	徳島	大広間	少将 中仕切半間先	
	松平土佐守(豊資)	○・同対馬守	土佐	大広間	侍従 中仕切半間手前	
	松平肥前守(齊直)	0	佐賀	大広間	少将 中仕切半間先	
	松平越後守(康孝)·*同(松 平)三河守(銀之助)	○(三河守)	津山	侯大廊下末之間, 御礼之節厳首, 佳節御白書院, 月次御黒書院	(中将) 雨落迄 在	

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳 II (天保 13 ~ 14 (1842 ~ 43) 年)	藩名・* 旗本の石高 と役職 (Iの段階)	大名の格 (詰問 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
	松平越中守(定永)	松平和之進(定猷 か, 天保10年に家 督相続)*弘化2年 武鑑	桑名(陸奥白川)	溜詰*弘化2武鑑 では帝鑑問	四品 二間	
'	大久保出雲守(教孝)	○・同金五郎	荻野山中	菊間	一間	八代正室の姉の嫁ぎ先
	松平備前守(齊清)·*同(松 平)美濃守(斉溥)	○(斉溥)	福岡	大広間	(侍従) 中仕切半間手 前	二代正室の妹の嫁ぎ先 「当時御両敬御断ニ相成」
	上杉弾正大弼 (斉定)	O.L.	米沢	大広間	侍従 中仕切半間手前	六代正室妹の嫁ぎ先
	御相番	○御相番★	71404	70,2179	14 1/2 1 1/2 3 1 1/4 1 1/4	/ (Tuning)
	京極壱岐守(高賢)	●半	多度津	柳間	一間	■「先様ゟ被合ニ付」
	山内遠江守(豊武)	0	土佐新田	柳間	一間	■七代正室の実家の遠戚
	松平丹波守(光年)·*同(松 平)弾正少弼(光庸)	○ (△) · 同伊織 (△) ○ (△)	松本	帝鑑問	一間	七代正室の祖母の実家/八 代息子(信経)室の実家
	岩瀬伊豫守(岩城伊予守隆喜か)	→桜井庄兵衛	亀田	柳間	半間	「一」「「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」
	羽太左京(正栄)	→神美山城守	*400 俵 本丸目付			
	阿部飛騨守(鐵丸正権)	阿部能登守(正備, 天保9年家督相続) *弘化2年武鑑	白河	雁間	二問	八代娘於賢の嫁ぎ先阿部兵 庫の「御本家筋」
	南部丹波守(信誉)	\bigcirc (\triangle)	* 5000 石 小普請 組支配→七戸	柳間	御内玄関	■三代の兄(政信) 五代 継室
	佐竹右京大夫(次郎義厚) 松平大和守(矩典)	0	久保田 川越	大広間 大広間	中仕切半間先 少将 中仕切半間先	
		立花左近将監(鑑 備)*弘化2年武鑑	柳川	大広間	四品・二間	四品
	酒井左衛門尉(忠器)·*同(酒 井)小五郎(忠発)	0	庄内	帝鑑問	一間	八代娘於文の嫁ぎ先仁正寺 藩市橋家より養子 「御先 ら被仰入」
本下	仙石道之助 (美濃守政美)	仙石讃岐守(久利) *弘化2年武鑑	出石	柳間	一間	「右古美濃守政美公同断 (御懇意), 旁御隣故被 仰 合, 天保七申年秋家来一乱 ニ付二万八千石被 召上, 三万石トナル」
	市橋主殿頭(長富)·*御同人様 (市橋) 奥方	○(△)	仁生寺	柳間	一間	※二代娘の嫁ぎ先 (離婚) /八代娘於文の嫁ぎ先
	(老中)	植村出羽守(△)・同 駿河守(△)・御同人 様御新造様	高取		一間	八代娘於万世の嫁ぎ先
	分部左京亮(武吉光寧)	分部若狭守(光貞) 弘化2年武鑑	大溝	柳間	一間	「古左京亮様若狭守様共 御乗出候節 信真公御同道 諸事御引請御世話被進候ニ 付御先ゟ被 仰合」
	森芝次郎(長國)	森佐渡守(長國)* 弘化2年武鑑	三ヶ月	柳間	一間	「御乗出候節 信真公御同 道諸事御引請御世話被進候 ニ付御先ゟ被 仰合」
	京極飛騨守(高有)・*同(京 極)修理(高行)	京極甲斐守(高行) *弘化2年武鑑	但馬豊岡	柳間	一間	八代嫡子信経正室の叔父 (実父の妹の嫁ぎ先)
	松平為五郎	松平近江守(長訓) *弘化2年武鑑	「内証分」(広島新 田藩, 文政 7家督相 続*弘化2武鑑)→ のち広島藩主(安政 年間)	柳間	一間	「御乗出候節 信真公御同 道諸事御引請御世話被進候 ニ付御先か被 仰合」
		松前志摩守(昌廣) *弘化2年武鑑	松前	柳間	一間	「(信真公 _江)御懇意為遊候 ニ付右同断(文政九戌年御 先刊被 仰入)」
		新荘主殿頭(直計) *弘化2年武鑑	麻生	柳間	一間	「御懇意ニ付御先より被仰 入 但豊後臼杵城之稲葉家 御隠居下総守幾通公御妹右 真計公江被為嫁, 右旁以御 両敬被仰合」
		松平周防守(康爵) *弘化2年武鑑	棚倉	帝鑑問	一間	右同断(「信真公御懇意ニ 付文政十一子年ゟ被 仰 合」)
		有馬玄蕃頭(頼徳)・ 同上総介(頼永)* 天保11・弘化2年武	久留米	大広間	(中将) 中仕切半間手 前	三代妹の嫁ぎ先 「当時御 断」

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳Ⅱ (天保 13 ~ 14 (1842 ~ 43) 年)	藩名・* 旗本の石高 と役職 (Iの段階)	大名の格 (詰間 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
	戸田采女正(氏庸)		大垣	帝鑑間	二間	
	(寺社奉行)	太田摂津守(資功)	掛川	雁間		「御番所近所ニ付」(Ⅱ)
本	久世長門守(廣運)	0	関宿	雁間		「御番所近所ニ付」(Ⅱ)
下座	加藤遠江守(泰済)・*同(加藤)作十郎(泰幹)	0	大洲	柳間	一間	「泰朝公御乗出候節御頼ニ 付 信真公諸事御引請御世 話被進候ニ付御先より被仰 入」
	御留守居	「御本丸斗」 〇	*留守居			
	中川修理大夫(久道(通))	0	豊後岡	柳間	九尺	
	牧野内匠頭(豊前守以成)		丹後田辺	雁間	半間	二代正室の妹の嫁ぎ先 「当時御両敬御断ニ相成」
	永井肥前守(尚佐)		美濃加納	雁間		四代正室の姉妹の嫁ぎ先
	本多弾正少弼(忠知)	(若年寄)	泉	帝鑑問	半間	
	稲垣長門守(定成)	0	山上	菊間	半間	
	小笠原長門守(数馬長坦)	0	* 3000 石, 中奥小 性		0	■六代正室の姉妹の嫁ぎ先
	逸見左近 (卯三郎長道)	逸見甲斐守(長道)	* 3000 俵, 本所深 川火事場見廻		0	■七代正室の「御兄弟之御 続」
	柴田七左衛門(康直)・*同(柴田)六三郎	柴田日向守(康直)· *同(柴田)七左衛門 *天保13年武鑑	* 2000 石, 両番		0	八代娘於清の嫁ぎ先
	花房万吉	花房 + 金麦 + 之助 (錂之助)	* 6228 石 7 斗,寄		0	八代娘於美那の嫁ぎ先
	阿部兵庫(正蔵)	阿部遠江守(正蔵)	* 3000 石, 寄合火 事場見廻		0	八代娘於賢の嫁ぎ先
	溝口摂津守(直静)	溝口内記(養正)* 天保 15 武鑑	(横田領) 大番頭	柳間	0	■七代正室の「御伯父様」
	溝口備後守(金弥直道)	溝口讃岐守(直清)	* 5000 石, 本丸小 性組番頭		0	七代正室の「御伯父之御続」
	宇津 🗆 之助	0	* 4000 石, 寄合		0	八代正室の実家の「末家」
	大久保肥前守(采女教富)	0	* 6000 石, 西丸書 院番頭		○大久保吉十郎	■(後筆) 八代正室の姉 の嫁ぎ先
半	岡部丹波守(兵庫盛勝)	岡部勘ケ由	* 4500 石, 小性組 番頭		0	
下座	戸田主殿 (光逸)	戸田孫十郎 (光天)	* 5000 石, 百人組 之頭		0	光逸が八代嫡子信経室の兄 (兄〈松本藩主松平光年〉の 実弟)
	戸田備中守 (光大)	戸田隼人正 (光武)	* 5000 石, 小性組 番頭		0	光大の父が八代嫡子信経正 室の叔父(実兄〈松本藩主 松平光年〉の父の実兄)
	阿部大学(正信)	0	* 6000 石, 火事場 見廻		○阿部大学・鍵次郎	八代娘於賢の嫁ぎ先阿部兵 庫の親戚
	水野采女(虎之助忠篤)	0	* 2000 石, 側衆· 御用御取次		0	※「溝口家御続」で八代の 「御従弟之御続」
	杉浦肥前守	杉浦壱岐守	未確認			
		生駒鍬五郎	* 8000 石, 在所出 羽国由利郡矢島	柳間	○主殿頭	/→生駒鍵三郎
	京極長門守(高朗)		丸亀	柳間	不離	
	伊東彦松 (祐相)	伊東修理太夫(祐相)*弘化2年武鑑	飫肥	柳間	半間	
	藤堂佐渡守(高□)	0	久居	柳間	半間	
	黒田甲斐守(長韶)	●本	秋月	柳間	半間	
	亀井大隅守(茲尚)	●本 亀井隠岐守 (慈監)*弘化2年 武鑑	津和野	柳間	一間	「右(能登守)父大隅守茲尚 公御懇意二付文政十三寅年 御両敬被 仰合」
	大村上総介(純昌)	●本 大村丹波守 (純顕)*弘化2年 武鑑	肥前大村	柳間	一間	
	嶋津筑後守(忠徹)	●本 島津又之進	佐土原	柳間	一間	
	秋月筑前守(種任)	●本 秋月筑前守・ 同佐渡守	高鍋	柳間		右同断 (「信真公御懇意ニ 付文政十一子年ゟ被 仰 合」)
l	木下大和守(俊敦)	0	日出	柳間	半間	H 3/

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳Ⅱ (天保 13~ 14 (1842~43)年)	藩名・* 旗本の石高 と役職(Iの段階)	大名の格 (詰間 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
	六郷繁次郎 (政恒)	六郷兵庫頭(政恒) *弘化2年武鑑	本庄(荘)	柳間	半間	
	毛利出雲守(高翰)	毛利伊勢守	佐伯	柳間	半間	
	森勝蔵(忠貫)	森右兵衛佐(忠徳) *弘化2年武鑑	赤穂	柳間	半間	
	大田原飛騨守(愛清)	0	大田原	柳間	半間	
	遠山美濃守(友壽)	0	苗木	柳間	半間	
	鍋嶋紀伊守(直堯)	0	小城	柳間	半間	
	鍋嶋摂津守(直与)	0	蓮池	柳間	半間	
	九鬼長門守(隆國)・*同(九 鬼)靱負(隆徳)	○・*同(九鬼)丹後守	摂津三田	柳間	半間 御両敬二被成	三代正室の実家
	細川采女正 (利愛)・*同 (細川) 邦衛 (利用)	0	肥後新田	柳間	半間	
	毛利大和守(就寿)	毛利山城守(廣篤) *弘化2年武鑑	徳山	柳間	半間	
	田村右京大夫(宗顕)	0	一ノ関	柳間	半間	
	堀丹波守(直央)	0	越後村松	柳間	半間	
	松平壱岐守(定剛)	0	今治	帝鑑問	半間	
	細川熊之助 (中務少輔立政)	細川豊前守(之壽) *弘化2年武鑑	宇土	柳間	半問	
	小出信濃守(英発)	小出伊勢守	丹波園部	柳間	半間	
	木下宮内少輔(三之丞利愛)		足守	柳間	半間	
	鍋嶋安四郎(直永)	鍋島安四郎(安治郎)*弘化2年武鑑, 天保13年家督相続	鹿島	柳間	半間	
	佐竹壱岐守(義純)	y tri	秋田新田(岩崎)	柳間	半間	
	九鬼大隅守(仙之助隆都)	九鬼式部少輔(隆都)*弘化2年武鑑	綾部	柳間	半間	
1	関備前守(長基)	関主斗	新見	柳間		
半	大関杲二郎 (杲二郎増儀)	大関伊予守(増儀) *弘化2年武鑑	黒羽	柳間	半間	
下座	細川長門守 (興徳)・*同 (細川) 喜十郎 (興祥)	0	谷田部	柳間	半間	
	松平長門守(刑部定保)	0	鳥取西館新田(若 桜)	柳間	半間	七代の「御乗出」の時に「御 頼ニ付」 両敬
	五島大和守(盛繁)	五島左衛門尉(盛 成)*弘化2年武鑑	五島(福江)	柳間	不離	
	久留島伊豫守(通嘉)	○・同采女	森	柳間	半間	
	片桐石見守(貞信)	片桐主膳正(弘化2 年武鑑には助作=貞 照)	小泉	柳間	半間	
	土方大和守 (義苗)・*同(土 方)主殿 (雄興)	土方仙之助(備中守雄嘉)*弘化2年武	菰野	柳間	半間	
	伊東播磨守(長寛)	○・同主税	備中岡田	柳間	半間	
	谷鷹之助	谷出羽守(播磨守衛 昉)*天保11年武鑑	山家	柳間	半間	
	前田大和守(利和)	0	七日市	柳間	半間	
	青木民部少輔 (重龍)	青木駿河守(重龍) *弘化2年武鑑	麻田	柳間	半間	
	一柳美濃守 (頼親)	一柳兵部少輔(頼 紹)*弘化2年武鑑	小松	柳間	半間	_
	北條相模守(氏喬)	北條彦之丞(相模守 氏久)*弘化2年武 鑑	狭山	柳間	半間	
	立花豊前守(種善)	立花主膳正(種温) *弘化2年武鑑	下手渡	柳間	半間	
	織田大和守(信陽)	0	柳本	柳間	半間	
	加藤山城守(泰儔)	●本 加藤大蔵少輔 (泰理)*弘化2年 武鑑	新谷	柳間	一間	「右父山城守泰儔公信真公 御懇意ニ付」
	建部内匠頭(政醇)	●本 建部内匠頭	林田	柳間	一間	「(信真公江) 御懇意為遊候 ニ付右同断 (文政九戌年御 先刊被 仰入)」

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳Ⅱ (天保 13 ~ 14 (1842 ~ 43) 年)	藩名・* 旗本の石高 と役職 (Iの段階)	大名の格 (詰間 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
	一柳対馬守(末周)		小野	柳間	半間	
	毛利讃岐守(元世)	0	長府新田(清末)	柳間	不離	二代正室の実家 「屋両敬 被仰合, 当時無之」
	松浦大和守(皓)	0	平戸新田(平戸館山)	柳間	不離	
	上杉駿河守(勝義)	上杉靱負	米沢新田	柳間	半間	
半		戸田七内 (光新)	* 2500 石		0	「右同断(「信真公文政十一 子年駿府御加番被蒙 仰候 節」),御同人〈戸田七内光 紹〉駿府御定番被相勤,依 而同年より被仰合」
下座		最上采女助 (義昶)	* 5000 石, 在所近 江国蒲生郡大森	柳間	0	「信真公文政十一子年駿府 御加番被蒙 仰候節, 右義 実公同二加番御勤, 御相番 被遊候ニ付, 同年より被仰 合」
	(寺社奉行)	堀若狭守(左近将監 親義)*弘化2年武 鑑	飯田	柳間	半間	
		青山大和守(幸哉)	郡上八幡	雁間	半間	二代正室の姉の嫁ぎ先 「当時御両敬御断ニ相成」
ļ	能勢市十郎 (頼統)		* 2000 石, 鎗奉行			
	巨勢日向守(勇次郎忠親)		* 5000 石, 家定小 性→小姓頭取			
行	一 寺社御奉行(堀大和守〈飯田〉・大田摂津守〈掛川〉・松平 伊豆守〈吉田〉)	○(松平伊賀守〈上 田〉・稲幡丹後守 〈淀〉・阿部伊勢守 〈福山〉・酒井若狭守 〈小浜〉)	*			
儀所	一御側衆	(1.1%/)	*			
拍	一 大目付	0	*			
子木	一 町御奉行	0	*			
	一 御勘定奉行	0	*			
	一 御作事奉行	0	*			
	一 御普請奉行	0	*			
	<u></u> 一 御目付	0	*		井伊玄蕃頭(少将 中 仕切半間先)	
					松平越前守(少将 中 仕切半間先)	
					松平出羽守(少将 中	
					仕切半間先) 松平隠岐守(少将 中 仕切半間先)	
					丹羽左京太夫 (侍従	
_					中仕切半間手前) 松平出雲守(侍従 中	
·					仕切半間手前) 松平下総守(〈侍従〉中	
に					仕切半間手前) 牧野備前守(侍従 中	
未記載					付切半間手前) 宗対馬守(侍従 中仕	
載 分)					切半間手前) 榊原式部大輔(二間)	
					松平甲斐守(四品 二 間 大和郡山)	
					本多隠岐守(膳所藩 四品 二間)	
					脇坂淡路守(一間) 内藤駿河守(半間)	
					内藤因幡守(半間)	
					内藤丹波守(半間)	
					戸沢千代鶴(半間)	
					松平玄蕃頭(半間)	

項目	下座帳 I (文政 9 (1826) 年)	下座帳 II (天保 13 ~ 14 (1842 ~ 43) 年)	藩名・* 旗本の石高 と役職(Iの段階)	大名の格 (詰間 I の段階)	下座の撤収の格	八戸藩との関係
					酒井大学頭(出羽松山 二間)·酒井石見守(出 羽松山 半間)	
					中山備前守(三尺)	
Ι					松浦壱岐守(不離)	
· II					松平佐渡守(広瀬 不 離)	
に 未					松平志摩守(母里 不 離)	
記載					松平大助→佐渡守(不 離)	
分					小笠原佐渡守(不離)	
					織田出雲守(柏原藩 不離)	七代正室の「伯母様之御続」
					○嶋田錦三郎 1800 石 小姓組酒井組	八代嫡子信経室の「御続」

- I = 文政 9 (1826) 年 9 月「常盤橋御門御番所下座并途中下座牒」 (遠山家文書), Ⅱ = 天保 13 (1842) 年 4 月~ 14 年 5 月「常盤橋御番 (註)1 所御勤中下座帳」(八戸市史編纂室蔵宗〈糠塚〉家文書)。Ⅱについては、I と記載が一致するものは○印を付し、異なる場合は記載し た。また、格式が異なる場合は●を付した上で半(半下座)・本(本下座)と記した。括弧名の名前、石高や詰問・役職は、文政 6・13 年の 須原屋版武鑑、『寛政重修諸家譜』、『柳営補任』、『旗本家百科事典』より確定した。
 - Ⅱの欄の★=交代途中で「惣下座」、☆=「行列片寄騎馬之面々下馬下座」、△=「行列初何れ茂片寄□通御番頭斗下座」。「○は撤収の 格が未記載であることを示す
 - 下座の撤収の格の欄は、弘化2年12月「御両敬御同席様方并御懇意之御方伊呂波寄留帳」(及川〈類家〉家文書)による。
 - 八戸藩との関係の項目は,「御両敬御申合候来記」(八戸市史編纂室蔵宗〈糠塚〉家文書)による。 ■は寛政8~10年「御 両敬」で「両 敬」の家を示す。

るも 家が 代藩主 IIお 政 ることが 近 意 よび半 や格も変化したのである。 象となっている 藩 戸 の結果と考えておきたい 番 両敬になっている。 九 城 で半下座に新たに加わった旗本一 13 所 藩士 0) は 八 主同 0 0) 留 詰間、 で 0) 信真が駿府城 という門固有 %わかる。 (33) 留帳 御 帳 年で確認できる ために、 下座より 士の交際に対応したもの が作成した史料の .両敬御同席様方[#]御懇意之御方伊呂波寄留帳_ 後 八二八) を同じくする には掲載さ 者六家のうちとくに 記載 文 政 本下座となっ 0 (表8の 番勤 まり、 の家のうち二七家が見られず、 年に本下 の関係 このように、 允 れて 務時の駿 柳 「両敬 これ 表題に 同 間 「八戸 なお、 W ・座に新たに 0) よるも ない。 た津和野 同 5 掛川 関 従 府定番 なのであ 0) 、藩との関 同 家 \prod 交際 係の 下座 えば、 席 しの、 藩主 前者は門に をほぼ同時期に作成された鍛冶橋 野 (戸田· 関係 同九 藩主 家は、 は、 加わ 他 そ 駿 0 係 御 の 関 七内・ た して 0 府城番だったことから、 ·高鍋 0 四 宿藩、 変動に伴って、 同一三年に五家はそれぞ Ι 戸 た松前藩主 0) 寛政 家様 よる通 家は家同 藩 「御懇意之御 藩主は 134 © 最上采女助) Ⅱではすべて下座 主は またⅡ 南部 八~ とは 過者の 常盤橋門 家との と比較すると、 また、 掲載 士の関係の 代藩主と 0 画 棚倉藩 下 方 違いによ のうち六 ÍЦ 敬 |番所 -座の: 七九 は、 Ι 縁関 で か 主 御 文 変 六 あ 江

で次のように述べている。(35) のような武家同士の関係性に 基づく下座の作法を、 荻生徂 来は

政

となっていた。たとえば、 然れ する事 かし、 曲 -座の ば此 輪 徂来が批判した V 外曲 番所 仁 は . О n 外 ば なき事也。 輪 ĺ の御門番をする侍・ 「義の 座 「私の 子細 勤めをはじめて間もない五月五日には、 室く 御 番 下座 ·有間鋪事也 所也。 は、 内 L 出輪 足軽 は、 かるに私 当事者にとっては重 が、 外 曲 己が主人の親 0 下座 も畢竟 は門違 は郭門なり。 類に下座 いな 一要なも 下

戸

ので、 とは無関係であった。 黒田隠岐守様 世紀初頭には、門番に詰めている番頭より、「下座帳」に記載漏れだっ 番の際の対応は誤りで、以後は「本下座」とすること、また呼びかけは だけにするかどうか、 あるが、 の際の対応について問い合わせがあった。「下座帳」では「本下座」と 座見より現場の責任者(藩の番頭)に、本家である盛岡藩の藩主の通行 に載せている。もちろん、(36) た 名前だけで嫡子にも呼びかけてよい、と指示している。このほか、一八 「明朝迄」に伝えるよう要請があり、「黒田伊勢守様 「松平肥前守」(福岡藩主黒田宣政)について、 今回はどうするか、また呼びかけ(「御名前御呼掛之儀」) 呉服橋門番を勤めた時は (秋月藩主黒田長軌) というものである。藩では検討のうえ、 こうした挨拶の対象や格は、幕藩関係の秩序 「足軽斗白州下座」という形をとった 下座仕候様ニ」と指示し、 「如何下座仕候哉」を (直方藩主黒田長清)・ 「下座帳

になったのである。 は変わったと考えられる。 であった。 に基づくものであった。 る武家の通過者について秩序を確認する機会として担当藩にとって重要 重要であったが、内曲輪門の場合も、 の儀礼や格式とは別の次元で大名間の儀礼の場としても機能すること このように、通過者の確認は、最終ラインである大手三門では防衛上 ただし、その秩序の大部分は、 藩が交代すれば、 大名家が門番役を担うことにともなって、 夜間の通過者のほか、 大名家の私的な 同じ門であっても挨拶の対応 「家」の関係 儀礼におけ 幕

5

を行い、当日は暁七時 王祭礼である。この際には、 のは、 さらに、 隔年開催ではあったが、 非日常の行事として、 (四時)より矢来や台提灯を設置した。また、 前日より門の清掃や持場の草取・「大掃除」 祭礼にともなう警護があった。 神輿が門を通過する六月一五日の山 最大の

> 備は、 らへの接待も行っている。このほか、六月七日の南伝馬町の天王祭礼で 終了すると、 蒲袴を着用した番人たちが門を固め、門外には非番の藩より警護を出 具を準備した。神輿の通過は四時 番所置付)、 を行っている。また、 では橋の中程まで神輿渡御があったため、 も神輿が門内を通過し、 士・足軽以下が着用する花色 - 抜草履・茶碗・蝋燭・提灯・棕櫚箒・布巾・茶台・煙草盆などの諸道 (図4)。当番の藩主も下座台で敬座し、七時過 (一六時) に祭事が 残りは番所置付)、 町と接する内曲輪門番としての勤めといえよう。 花色木綿看板四五枚のほか、 通常勤務に戻った。警備の幕府の小人目付や町奉行所同心 神田祭礼の際にも警備を強化している。 菖蒲袴五八枚 五日の大伝馬町天王祭礼と八日の中橋天王祭礼 (縹色) (一〇時)で、 法被七六枚(三六枚は屋敷から運 (四○枚を屋敷より運搬、 竹柄杓・茶船・金屏風 町の依頼で通行の制止や警護 花色の法被や看板、 ·赤合羽 残りは 莒

中

搬、

6 火事

ある 合、 馬でかけつけ、 行動をとり、 たっては、 辺迄、北は筋違橋内通飯田町迄、西は半蔵門まで、南は山下門辺までで また、番所からも屋敷に連絡の早使を送ることとされた。常盤橋門の場 ろん、大火や強風で門が風下にあたる時は、当番の藩主が火消を連れて 番が外張番所の右側の河岸で消火 一方、非常時の職務が、 出動にあたってとくに重視された出火範囲は、 (図1)。両方の藩が出動した際は、当番は門内を守り(「固」)、 隣接する神田橋門・呉服橋門の状況をみて また連絡を取り合うことが求められた。(38) 状況によっては非番の藩主もかけつけることとされた。 火事の際の対応である。曲輪内の出火はもち (「防」) にあたった。 東は堺町・横山町 「御並ニ准シ」 出動 撤収にあ 非

七日)・桜田久保町(三月二六日)の出火でそれぞれ一回ずつ火の見 天保の記録では、 芝口一丁目(七月八日)・下谷金杉二丁目

この 提灯・ 火の四 月二一日)・ 常盤橋門が詰場となったのは本所二ツ目(一二月一八日)・浅草小柳町(二 時ごろ 実際の出動は、一 を出しているが、 方角火消や旗本がつとめる定火消、 番所に詰めることになっていたが、すでに危険な状態となったので、 藩士がかけつけ、門に詰めた。また、 上屋敷と相番の人吉藩邸に出馬の連絡をした。すぐに両家からは藩主と 火事装束を着用し、 八戸藩はすぐに面番所を取り払い、開門して福井藩邸の者などを逃がし、 このほか、 ·目付·火事場見廻役) 時 回で、 洗桶などを出して、 の火元は、)に鎮火し、両藩主は藩邸に帰り、門番は通常の勤務に戻っている。 ・留守居・作事奉行・目付へ連絡した。その後、ようやく卯刻過 四日市堀留 内曲輪門は、 八戸藩も大門を開き、 月二七日の暁子刻過 常盤橋門に近接した福井藩邸であった。 いずれも出動に至ることなく鎮火している。 所定の場所に台提灯・馬口洗桶などを出し、 (三月二八日)・両国辺 江戸城の防火や幕府施設の防火を目的とした 火消装東で門に詰めた。 の詰場 あるいは火事場で指揮をとる役人(使 (寄場)となった。 大番所を幕府の使番らに明け渡 若年寄・目付・使番・町奉行が大 (○時ごろ) (四月一七日) *の* このうち一 天保の記録では 回だけであった。 当番であった この年の からの出 口 直ちに は、 **分** 用 藩

警護といった場面では、 ける演出装置、 きた。内曲輪門は、 以上 市の番としての側面が強かった。とくに通過者、 規定も緩かったが、 また、 本章では、 江戸城 武家同士の家の関係を確認する場として機能したといえ (の防衛という点では大手三門より重要度は低く、 堀を隔てて町と接していたため、 八戸藩の事例を中心に、 江戸城消防の際の詰場となり、 より都市社会と直接的に接点を持ったといえよ 内曲輪門の職務を検討して 空間の管理、 また幕府儀礼にお 大手三門に比べ、 祭礼の 通行

主も詰めている。

2門番役の 文書作成・ 管理と運用

が存在するため、文書は各家の持ち回りではなく、 報蓄積が必然的に求められることになる。また、変動しない役所 継続的に職務を遂行するためには 手門番勤務でも同様であり、(40) 代する(内代)というシステムをとった。さらに、八戸藩の常盤橋門番 具とともに「置付」となった。 たと考えられる。このように頻繁に担当者が交代する中で、 た。そして、参勤交代に伴う藩の交代に加え、一○日おきに担当藩が交 大名がつとめる門番役は、 勤務では、 前章では、 後掲表12参照) 内曲輪門 自藩の中で五日おきの二交代制をとっている。 であるなど、おそらくこうした勤め方が !の機能を検討してきた。 幕府から老中奉書で命じられた二藩がつとめ 平戸藩の神田橋門番勤務は三日交代 口頭ではなく、 すでに述べてきたように、 基本的には番所に道 文書による伝達や情 円滑にか 庄内藩の大 般的だっ 一小

代

あるい 徒目付二人・同小人目付三人、西丸小人目付二人があげられているよう 徒目付二人・同小人目付四人、 懇意の小人目付 必要があったのである ほ か、 八戸藩が 門番を直接管轄した幕府役人は、目付 幕府役人はさまざまな職務に分けて設定されていた。 こうした多数の役人からの日々の指示や問い合わせとその対処 は 他の城門との連絡 天保期に常盤橋門番を勤めた際の歳暮の送り先に、 (「定御頼小人目付」) (門継) 松掛徒目付二人・同小人目付四 などを文書で記録し 七人のほか、 (一徒目付 小人押一 小人目付) 日々の業務の 伝達してい 人 御用 人 であ 武器掛 が頼みの

ては神田橋門、 文書によって運用されたかを検討していきたい。 本章では、 大手三門もふくめ、 大手三門については大手門をとりあげる。 藩が交代で勤 める門番役がどのような 主に、 内曲輪門につ

引継文書の概要とその意義

(1) 当座の引継文書

たい。 まず、実際の勤番開始前に当座の引継で渡される文書を確認しておきまず、実際の勤番開始前に当座の引継で渡される文書を確認しておき

ものが作成された。左は大手門番の場合のひな形である(4) 常的に行われていたと考えられる。通常の内代でも、挨拶先を省略した き継ぐ際に「先格之通、 箇所など引継事項を示したものである。八戸藩が翌年に狭山藩に番を引 近隣の城門、 り鍛冶橋門番を引き継いだ際には、 を渡していることから、こうした引継はある段階からシステム化して恒 しているように、基本的には当座の挨拶先(幕府の御徒目付や先述した 覚」を受け取った。その内容は、(41) 第一は 「申送書」である。宝暦九(一七五九) 近接した武家屋敷の門番・辻番・町人など)、および破損 勤方之場以書付申送」として同様の内容の文書 八戸藩が「御番所勤方書付」と記載 勤番開始前にまず先番の小野藩より 年に八戸藩が小野藩よ

催

,何月何日当御門持場之内御破損之内左之通

当御番所屋根棟際瓦五尺程之所落申候

、渡御櫓北之方白土所々落相見申候

、冠木御門高塀棟瓦三ツ相見申候

知之、無程御小人目付何某方為見分ニ相越候右者昨夜中之風雨ニ而破損仕候御届申達候所、御徒目付何某殿承

可と卸殳が可と卸殳並 可某兼帳可差上旨被仰下、即差上候所、無程御戻候儀ニ付相改候処、帳可差上旨被仰下、即差上候所、無程御戻候儀ニ付相改候処、一、同日従御当番御目付中様御小人目付何某方を以、御門番両冊御

何之御役ゟ何之御役ュ 何某様何之御役ゟ何之御役な 何某様

右両冊之御帳右之御序へ御書入ニ遣候

人目付何某方被相越被致見分候相見申候段、御届申達候所、御徒目付何某殿被受取之、無程御小一、同何日御当番所へ御書付、当御門御櫓左右擬宝珠鋲釘処々抜所

通被仰付候ニ付、御鑑札引替可申旨被仰下之一、同何日従御当番御目付中様・御小人目付何某方を以御門番左之

御鑑札壱枚

御引上

外桜田何某様

御家来何某へ相渡之

御鑑札壱枚

右御代何某様

御家来何某ゟ受取之

相済候ハゝ、御断返可有届候間、御断被仰下之候門後御堀之内埋り、御普請方御見分、今日より船入候旨、尤御用、同何日従御当番御目付中様・御小人目付何某方を以、和田倉御

月日

右之通御座候、

其外委細置付帳江記置申候、

以上

右壱通

のは、書写の経緯である(括弧内は筆者の加筆である。以下同じ)。 (別称として「申合書」、「被仰合」、「被仰合書」、「仰合書」など)を借用し、 写を作成している。八戸藩の記録で「鍛冶橋御門御勤方書付」とも表記 生でいるように、御成や通行者の改めなどに関する当該門番の勤務や作 しているように、御成や通行者の改めなどに関する当該門番の勤務や作 しているように、御成や通行者の改めなどに関する当該門番の勤務や作 しているように、御成や通行者の改めなどに関する当該門番の勤務や作 しているように、御成や通行者の改めなどに関する当該門番の勤務や作 といるように、一様である。以下同じ)。

御書付被遣候、此義御先番様ゟも被仰継候哉、是迄大和守様・土の担当者)無急度承候ハ、此方大和守様(七日市藩)ゟ被仰合之一、十左衛門(斎藤 七日市藩の担当者)ュェ彦右衛門(菅 八戸藩

内守様 御座候、 佐守様 出 宝来致候、 座候 (菰野藩)・ (小野藩 之此度 大和守義者河内守様御代リ故、 被仰合之御書付御座候哉承候処、 片桐石見守様 柳様御代御務被成候故大和守方ゟ申継候義ニ (小泉藩) 石見守様 被仰合、 御先番土方河 ら被仰継ニ^而 右之御書付

在によれば、さらに先番であった菰野藩と小泉藩が相談の上で作成した八戸藩に七日市藩が相番となった小泉藩から引き継ぎ、今回小野藩と交代ものを七日市藩が相番となった小泉藩から引き継ぎ、今回小野藩と交代をもこの申合書からは借用して写すことがシステム化している。ともこの申合書からは借用して写すことがシステム化している。

本の このほか 宜之申合格別之事」) たものと考えられる。 に譲り渡していた(「右申合之書付、 こうしたその都度の (一七五二) 年九月作成の ・藩が付札で回答 大手門番の場合も、 (一七八三) 年二月にも小浜藩と同様の経緯で「申合」を作成してい 安永六(一七七七) 「申合」とはこのような書面での合意形成による取り決めを表現し |申合| と、 「申合」は、 臨時の (「挨拶」) と書き添えられており、 「申合」は譲り渡しからは例外とする ただし、この宝暦 勤務中も相番からの提案で適宜作成されるよう 年七月には、 庄内藩の天明期の 「申合」 申合 することで があったようである。 (45) を「大手御番所御譲書」として後任 大手御門番交代之者へ可相譲候」)。 相番の松代藩より書付が届き、 一年九月の 「申合」 記録によれば、 恒常的に引き継ぐべき基 が成立している。 「申合」の末尾には、 (「猶相番時 宝 暦二 天明 庄

一座の この は遂行できなかった。さらに実際の先例や参照すべき情報が文書化さ 番所において、 勤務の引き継ぎが行われた。 ように、 内曲 道具とともに引き継がれたのである。 輪門· 大手 三門とも、 しかし、 以 この二種の文書のみでは勤 上のこ 一種の文書によっ 以下、 内曲輪 て、

門と大手門について、それぞれみていこう。

(2) 内曲輪門の置付文書

られた最後の一箱がおそらく当座使用する現用分をまとめたもの、 辻番≒申渡之覚」(酒酔の保護)や宝永三(一七○六)年正月二九日の 器御定書」(3)) ほかは先例として参照される半現用のものであろう。 条目写」・「書留帳」 清之節大手・ などを収めた「古御条目」二冊(2)や元禄八年一二月 た際の、 一一(一六九八)年五月の「定」・享保六(一七二一) 表9は 箱 $\widehat{\underbrace{4}}$ 番所での引継文書・ 先述の宝暦九(一 以前の ・内桜田 が が ' 箱 ·西丸大手其外御道筋御門番勤之覚」 御勤番帳 一箱に入れられていた (46) (1)七五九) 鍵・道具・「印鑑」 が二箱 元禄 年に八戸藩が鍛冶橋門番に就任 7 一四年五月二五日の 8 10 0 0 御勤番帳 である。 一六日の 年閏七月の 8 などの書付が 文書は、 冊と 覚 10 「御門番 が収 御 定 元 御

あった。 は 7 用 関 0) 古帳三二 からみて10~12・14 た道具も受け取ったが、 したものである。 (47) した際に、 御 表10は、 の文書が通行にかかわる21・22であった。 だする冊子で、全般にわたるものが6御条目箱に入れられた 索引8 開閉にかかわる1である。 番所勤向被仰渡并伺等之義委細」 「置帳面」に該当すると思われる。 冊 1~5の鍵のうち最も重要なのが、 置 文政四 相番から引き渡された道具、 帳呼出目録帳」 番所の持場を示した19 道具については13のほか、 (一八二一)年四月に平戸藩が神田 ~18・24は御成・外交使節・祭礼など個別の事柄に 後述するように重視されたのはこの鍵と文書で 文書は一 四 冊 を示した7 九種書き上げられているが、 収納状態は「御条目箱 御 9 鍵と文書のリストを記載順に示 「御請書御届書控」 番所持場絵図面_ さきの鍛冶橋の 冠木門・櫓御門の二つの門 建具や桶など番所に付属し 「置帳面 橋門に初めて出 」のほかは 兀 「書付」と、 で、 「御勤番帳 冊 八冊とそ ほか現 Œ

表9 鍛冶橋門番の引継書類

番号	表 題	数量	備考	収納情報
1	御定目	1通	「外写一通」	壱箱入
2	古御条目	2 冊		
3	武器御定書	1通		
4	御書付	数通		壱箱入
5	印鑑	3枚	「右之外鑑札有之候処、寅ノ六月中遠江守当番之節引上ケ候□□付,御目付中様;ī差上申候,右壱箱入」	
6	御門鍵	5 具		二之間ニ 有之
7	御先番様方御勤番帳	2 箱		
8	御条目写	1 冊		壱箱入
9	書留帳	1 冊		
10	大関伊予守様·松浦大和守様御勤番中 御書上勤番帳	1 冊		
11	弓掛	1ッ		
12	鉄炮掛	1ツ		

(宝暦 9 〈1759〉年「覚」〈「鍛冶橋御門勤方巨細留他」八戸市立図書館蔵八戸青年会旧蔵本〉)

表 10 神田橋門番の引継文書

番号	名 称	数量	収納状態	備考
1	御門之御錠鍵(渡御櫓御門 3通, 冠木御門 2通)	5 通		
2	笠木塀錠鍵	小箱入		
3	冠木御門外出枡之鍵	1		
4	外張番所出枡鍵	1		但有非常御渡ニ成ル
5	神田上水御春屋懸り石枡鍵	1		但去酉年御普請方ゟ御渡ニ成ル
6	御条目箱	1		但御条目并御壁書之他, 古来 か 之書付類入
7	置帳面	48 ∰		但御番所勤向被仰渡并伺等之義 委細有之
8	右置帳呼出目録帳	24 冊		
9	御請書御届書控	2 冊		但古帳三十二冊 「下ケ札 新規 帳面壱冊 当辰三月相増」
10	朝鮮人来朝ニ付勤方帳	1冊		
11	琉球人参府之節伺書	1 袋	但次之間長持之上 釣箱之内ニ有之	
12	道具類控帳	1冊		
13	上野 御成之節外張固并同所道具共			
14	遠藤但馬守様御屋敷内ニ引取一件帳	1冊		
15	日光 御社参御用留置帳	1冊		
16	神田祭礼之節勤方帳	1 冊		
17	出火之節火消御用通方一件帳	1 冊		
18	通御 御成之節御両番様御不快之節, 是迄御伺之処御届二相成一件帳	1 ₩		
	御番所持場絵図面	1枚		
20	品々絵図其外入用之品小引出之内ニ有之		(箪笥か)の引出	
21	御武器御修復方従御目付中様御渡被成候紙・印鑑其 侭有之			
22	御三家様方車年中御断,其余諸家様当年中御断,或 _者 月御断等夫々箪笥引出之内入有之		箪笥引出	
23	置帳面箪笥鍵 御条目箱之内平日入有之		御条目箱之内	
24	御番所置付諸道具帳面	1 冊		但御差引等者無御座候
25	土居之上並木松毎月廿七八日之内御届□			
	/E11 154	Constitution of the	======================================	\ 左 4 日 - 日本展中日必捕肺ぬ本\

(「神田橋御勤番中日記」(文政 4〈1821〉年 4 月 国立歴史民俗博物館蔵)

22 は 府之節伺書」が 箱 きりしないが、 をさしているのかは不明である に入れられていた鍵でおそらく施錠されていたこと、 「箪笥引出」 「置帳面」が入れられた「置帳面箪笥」 「次之間長持之上釣箱」に収納されていたことがわかる。 に、 20 は 引出 に収納されていたが、 があり、 11 「置帳面箪笥 「琉球人参 「御条目

ほ

分半で木の厚さは二分、 んふた」、身は外形が高さ二寸(うち足四分)・幅九寸・長さ一尺) 宝永四(一七〇七)年の日比谷門の 通 内袋は長さ一尺一寸五分 ・覚書同断」 が入れられていた。(49) 真田紐 (幅四分・長五尺五寸) 幅九寸で、 「御定目入候箱」 この中に で結ばれていた。 「御定目帳上西 は、 蓋は 一十一 「檜さ

3 大手三門の置付文書

連れて門に入り、 目付より鍵・文書を受け取った。 下馬札に到着すると、 大明期の内代では、侍一五騎ほか計一六六人の行列を仕立てて門前の北 大手三門についても、 番所の縁側から中に入り (図5)、 目付両人が若党二人ずつと鎗を持たせた草履取を 庄内藩の大手門番の事例を確認しておきたい。 (50) まず相番の物頭

書切紙の目録を渡された。 鍵 文書は並べられた状態で、 左は、 その内容である 美濃紙の上 包に 覚 と記された中奉

御門鍵錠

+

御門帳両冊 箱

御鑑札 箱

但五拾弐枚

御法令書写 箱

御張紙并御書付品二入

箱

置付帳長持入 八棹

天明八申年小笠原様・ 真田様御番中置付帳置場致出来候

右目録を以受取申候

張紙 異なり、 このうち、 であったようであるが、文化一二年の引き渡しの時点では、「置付帳板蔵 設けられた。 らく長持八棹という分量になったため、 はほぼ同じ構成といえるだろう。このうち、 ある。大手門の置付文書については、 より厳重ではあるが、基本的な機能は神田橋御門の21・22と同じもので 震出入」の各一冊)は通行者を照合・確認するためのもので、 か 、収納されていたことが判明する ・書付、 鑑札と御門帳 また簡略化されていて絵図や道具帳の記載がないが、 鍵、 当初は「其侭物置并庇下ニ有之」(次掲史料) 「置付帳」 御法令書写 (「常出入」と享保期に作成がはじまった (S3) (以下置帳と表記)(52) (=御条目、 内曲輪門と文書のまとめ方がやや 天明八 御定書)、 は内曲輪門と共通する。 置帳 (一七八八) (「置付帳」) 幕府から伝達され という状態 年に置場が は、 基本的に 内曲輪門 「火事地 おそ

家一枚 過者の切手で、 た。 る現用の文書であろう。 このほか、別途「御大工頭御切手何封并当年之置付帳壱冊」を受け取 !頭で伝えて、引き渡された。 であろう。このほか、 前者は江戸城内の施設の修復等にかかわる大工頭らの配下の臨時通 ・ 貫棚 二枚) 後者が使用中の置帳である。これらは、 が確認されるが、 引き継ぐものや 道具の受け渡しの記述より、奥の おそらく現用分はこちらに置いた 「御帳直」などがあった場合は 別途引き継がれ 「置付帳棚」(掛

(図 5)

初めての場合は百人組番所と百人組四組の組頭への挨拶を行い、 代が済むと、 完了する。 番の幕を下ろして自藩の幕をかけ、 る他門番所の番頭に廻状で連絡した。 目付に続き、徒目付らが御幕長持を勝手口より入れ、 「御番所置付之御道具・御帳入箱并勝手諸道具」を受け取った後、 さらに番頭は、 番頭より幕府の御徒目付当番所に 自藩の家老と相番の同役に紙面で、 武器が運び込まれていく。 「御当番書」 相番の勝手役よ を提出し、 また関係 通り交 交代が 相

御番所南向 同同同同章 休息所 控足 程 足 解 中人間平土林息市 体型的下面具 林島市 村島市 物頭 高泉 最数を回っ 型 型 型 型 次 中 体型所 足線 能圖 無象 入口御関所 型 等 型 中 四 中 四 中 部集 01 19 息所体 雷隐 雪隠 小用所 近 東 明 朱華 朱線

掲げたのは、

庄内藩が天明期に大手門番を引き継いだ時の例である。

(前略)

但、

御番所初而御受取之節者、

先番主様へ先達而御留守居以

図5 大手門番大番所

(「大手御勤番中諸絵図」鶴岡市立郷土資料室蔵閑散文庫より作成)

面掛合申候

御使者御頼被仰遣、

左之御帳面御借用被成候、

御番頭より茂以御紙

一、火事地震出入御帳写

常出入御帳写 御張紙写

御口上御断写

右之通是又受取申候 常出入火事地震いろは寄帳

門番所の置付文書の「写」、「常出入火事地震いろは寄帳」がこれらの 五点はいずれも門の通過者の判定にかかわる文書で、うち最初の四点は

(4) 慣例としての文書の書写

置付帳長持八棹入 是ハ其侭物置并庇下ニ有之

当年置付帳

同 同

御大工頭切手何封

このような勤番交代前の二種の文書と番所での引き継ぎという、シス

受け取った鍵・文書は、藩の各担当に渡され、 御目付、 御帳・御鑑札等夫々へ相渡候、 左之通 管理がゆだねられた。

御門錠鍵 御足軽小頭ニ相渡之

御鑑札箱入 御鑑札方御番士へ相渡之

御門両冊御帳 御目付預リ 御番頭休息所ニ差置

御張紙入箱

御法令写箱入

御番頭へ差出之

同

行

者や登城する者の識別が重要視されていたと考えられる 之候へハ、 こうして作成された文書も ンデックスである。つまり、 の中には 付文書とともに、 っていたのである。 担当藩は写とインデックスを作成し、 「武鑑 是又御番頭ュ出シ、 各担当に渡された。このほか、 一通」もあり、前章でみたように、挨拶において通過 おそらく、 「伊呂波寄帳等先御番主より御借用之御帳有 通過者の取り締まりの業務については、 御番頭より夫々へ相渡之」と、 慣例化した行為だったと考えられる。 あらかじめ勤番前に予習を 庄内藩が準備する道具 さきの置 門

代にあたってまず重要だったのは、 いえよう。 務内容の引継を意味する文書の引き渡しであった。とくに注目したい 以上、 は、 れ、その際に重要だったのが文書による情報の蓄積と伝達だったと の報告を受けるだけだった点である。 こうした引継にあたり、 引継についてみてきたが、 幕府の役人はまったく立ち会わず、 施設の管理の象徴である鍵と、 内曲輪門・大手三門とも門番 門番役は担当藩同士で引き継 0) 完 勤 交

置帳 の成立と展開

1

置帳の成立

例である。 たことを確認した。ここでは、その基礎となった置帳に注目したい。 前章で、 置帳は門番所で作成される基本帳簿である。 「申送 頻繁な交代の中での勤務の遂行が、 も置帳を前提としたものであった。 左は、 引き継ぎの際に作成され 文書によってなされて 庄内藩の大手門の

書面を以申送之、 (前略 一用之事とも大様拾之、 御番中都而置付帳並相記候日々御用留之内、 美濃折掛上候、 中奉書巻紙 申送候而認之 江悉相認之、 (後略 御番頭交代之節右 相変候儀者勿 論

| 申送」の本文末尾にも、「一、此方様御勤番中之儀委細置付帳ニ記置候

スという関係にあった。(58) 覧可被下候」と示されるように、 「申送」 は置帳の いわば イン ンデッ

御

名勤番の外曲輪門である幸橋で確認できる。 (8) 曲輪門でも前節でふれた鍛冶橋門・神田橋門 確認することができる。 各門番所で作成されていたと考えられる。 置帳の存在は、 門番役を担 大手三門については置帳の った藩の藩政史料や担当家臣の作成文書で おそらく置帳は、 ·外桜田門、 「抜書」 また唯 が 大名勤番 また内 0)

ここでは、 は、 では、 神田橋門番における置帳の成立経緯が示されている。 この置帳はいかなる過程を経て成立したものなのであろうか 神田橋門の置帳の写本を検討したい。(60) まず、 第 ₩ 目 の冒

伊 可 留守居申合、 右之御方々様衆中申合、当勤番中帳面出来候事 本新田藩)、当時勤番仙石越前守 島紀伊守様 (久居藩)・黒田甲斐守様 神田! 東豊後守様 留者此帳二可記旨申合候処、 候ニ付、今般神田橋御門番追々可被成御勤御方々様御番頭・御 |仰出御壁書并其節之当番より書送等有之候得共、 橋御門番所御用箱之内ニ有之候前々より之御條目、 (小城藩)・鍋島主税様 当御門□帳拵置、 (飫肥藩)・ (秋月藩)・津軽右京亮様 稲葉右京亮様 如左、 従是□段々被 (出石藩) ·田村下総守 (蓮池藩)・細川若狭守様 京極佐渡守様 (臼杵藩)・ 仰出候趣後鑑 致聢候留帳無 藤堂佐渡守様 (津軽藩)・ (多度津藩 (一関藩) 度 々被 能

可 度 7用書付、 人々被 但、 此帳二記所者、 年々伺品々被 右之内前々被 従 仰渡候御壁書、 只今迄御用箱之内ニ有之所々前々より御條 公義相渡候絵図面并印鑑類等記之候事 仰渡候者一 仰渡候品 其節之当番ゟ書送り等之内撰之、 度分斗記之、 ニー茂当時難用ものハ除之、 余者除之 後 且. Ħ

年号不知分者前江出シ、 大概跡ニ而相知候分者考候而順 々ニ書入

置候、并断書物而後鑑二不成義者略之候事

保・元文頃より宝暦ニ至『記之事右万治三子年頃ヨリ天和・貞享・元禄・宝永・正徳中、夫より享

こ而可申送事 渡、其時切り之御断等、都而後鑑ニ不相成義者帳面ニ除之、張紙被 仰渡候品々之内後鑑ニ可留者撰記之、其外年々相定候被 仰向後此帳ニ可記大意 御條目并時々被 仰出之御壁書、且又度々

以上

宝暦八戊寅年九月

当番

仙石越前守内

土川治部右衛門

石原十右衛門

田村下総守内

矢内南波

平田藤右衛門

右より、以下のことが明らかである。

がなく、 年、西丸大手の「置付帳写」は元禄一五(一七〇二)年から記述が始まっ いるのに対して、 う。 者すなわち番頭と、江戸藩邸の責任者である留守居が申し合わせ、 永六 (一七〇九) 年一二月、内桜田門の「置付帳抜書」は元禄五 (一六九二) 留守居同士の接点があったと考えられる。この基本台帳が、幕府の関与 あった。各藩は、いずれも柳間詰であり、おそらく門番勤務に限らず、 第一に、 ・一関藩が当番中の宝暦八(一七五八)年九月に作成を始めたもので 神田橋門がさかのぼって万治三(一六六〇)年から記述を開始して 担当藩によって自律的に作成された点は、きわめて重要であろ この置帳は、 大手三門の場合、 神田橋門番をひんぱんに担当する一一藩の実務 大手門の 「置付帳」 0) 「抄書」は宝 出石

> (G) なったであろうが、幕府の指示によって一斉に、かつ同じ基準で作られたわからの問い合わせに対して「置帳」の記載をもとに口頭で回答していることから(「置帳ニ有之候段口上ニュ申達候」)、この時点で成立していることは確実である。このように、各門で成立年代や収録開始年代に、ることは確実である。このように、各門で成立年代や収録開始年代に、ることは確実である。このように、各門で成立年代や収録開始年代に、ることは確実である。このように、各門で成立年代や収録開始年代だが、であろうが、幕府の指示によって一斉に、かつ同じ基準で作られたわたであろうが、幕府の指示によって一斉に、かつ同じ基準で作られたわたであろうが、幕府の指示によって一斉に、かつ同じ基準で作られたわけではない。

情報の整理が必要だったのである 条目」、たびたびの「御壁書」や口頭での指示(「仰渡候品々」) から類推できる。そして、今後作成するものにおいても、幕府からの ものは記載せず、伺いも例年のものは一度だけ記す、③ り後に用いる可能性のあるものを選んで記し、併せて幕府から渡された 幕府からの に参照しないものは帳面に記さず、張紙で申し送ることとされている。 に参照するもののみ選んで記し、また年々の定や一時的な「断」など後 て後に参照しないもの 絵図面・印鑑を記す、②さらに以前の「被仰渡」で現在使われていない 針には、①万治三(一六六〇)年より直近まで、従来の御用箱の文書よ の整理・管理が必要になった可能性が高いだろう。最初の置帳の記載方 八年九月の段階で必要になったかは不明だが、文書の増大に伴って情報 に収納されていたが、 第二に、作成理由は、これまで「致聢候留帳」がなかったことである。 「御条目 その「留帳」が必要になったのである。 や「壁書」、 (「後鑑ニ不成義」) は省略した、としていること 担当藩からの「書送」 は、 「断書」もすべ なぜ宝暦 「御用箱 は、 御 後

に、二日後の番所修復に先だって、幕府の留守居へ伺いが出された。 (53) ちなみに、内曲輪門の鍛冶橋門番の場合、延享三(一七四六)年七月

守居御月番丹羽近江守様並以使者差出候処、勝手次第取捨仕候様一、七月九日御番所女通切手其外諸切手古キ分取払之儀伺書、御留

一御差図有之候ニ付、 取払焼捨申候、 何書左之通

覚

方々第 切手共致袋入、 鍛 古切手之分ハ相納候様仕度候、 成、 治橋御番所此度御修復御座候、 天井も段々差塞り候、 一気遣敷御座候、 御番所勝手天井へ不残釣置来候処、 為念一両年分ハ差残、 紙袋之事故、 此段宜御差図被成可被下候、 就夫右御門女通切手始其外諸 大切之御番所火之用心 前々ゟ集有之候 年々数多相 以

七月九日

番

柳土佐守

抄 目

鍋嶋備前守

内藤越前守殿 丹羽近江守殿

瀧川播磨守殿

酒井越中守殿

屋式部少輔殿

とを願 ないとして、 うした切手を紙袋に入れて、番所勝手の天井に釣っていた。 戸藩勤番中は、 先述したように、鍛冶橋門では元禄一 月を経て天井が「差塞」る事態に至ったため、 0 (前掲表5)。 いだろう。 の文書についても、 切手の例であり、 四 い出たのである。 ○日間で門の通過にかかわる切手が約四五○枚におよんでいる 保管は直近一・二年分のみとし、 また宝永六(一七〇九) 「諸通切手弐壱百五拾五通」であった。(44) 番所の建替がきっかけであるが、 文書量の増大という問題が発生していた可能性が 月番留守居の回答は、 年五月二一日より Ŧī. (一七〇二) 残る古切手を収納するこ 古切手の 火事の原因にも成りかね 年の八戸 門番所では、 さまざまな門番 一〇月二日の 「焼捨」 しかし、 藩勤番分 であっ ح 年 八

2 置帳の内容と意義

年々の うなことがらが選択されたのであろうか。 留めるもの 置帳には、 定二、 (「後鑑ニ可留者」) 前述の神田橋門の例にみるように、 時限的な 断 から、 が選択され、 今後の参照すべきこととして書き 記載された。では、 壁書、 度々の どの 「仰渡」、

災害 目を設定したことによるもので、 係を示した。 された内容は同じである。主な内容は、 れ、 (2・5・8の一部)、将軍御成(1)、空間の管理(6・10)、 公伝達 ;書の分類は一六項目であった。 「録が付されている。また内桜田門の抄書の大分類は八項目、 西丸大手門の写本の冒頭には、一〇項目の分類のもと、 西丸大手門・内桜田門で雑とされたものも分類されているが、 (3)の対応といった基本的な職務と、 (9) となろう。 分類の差異は、 写本を作成した各藩の担当者がそれぞれ 表11には、 大手門の方が門出入の対象が細分化さ 門の開閉と通過者の改めや儀礼 それらのおおよその対応関 その遂行にかかわる各門 重要な記事の 祭礼 (8)、 大手門の 重視

また 「大手御帳付筆記類集」 では、 記入の基準があげられてい る

御小人目付参り出入御断之内、 御番中差立候御断等、 毎夜御番士衆より面番出役帳借、 置付帳へ相記申候、 武器・兵具之類ハ置付帳 置付帳へ相記 古置 付帳見合可申事 へ相

諸改帳日暮候上ハ御番頭中へ御番士衆より被差出候事相成 寛政亥・子 (寛政三・四〈一七九二・九三〉年) 之御番中ゟ、

惇信院 対応をとった。(65) との指示が神田橋門番にもたらされた。そこで、 に開かれる江戸城で増上寺方丈ほか出家中の労をねぎらうための饗応の 定について、 こうして記録された情報は、実際に先例として利用された。 たとえば (家重) の二十七回忌を終えた天明七(一七八七)年六月、 小人目付より 「天明三卯年廿三 一回御忌之心得二仕可然 担当の宇土藩は以下の 翌日

時

決定した。

た宝暦一

では、

田

橋門番にも他の門番から問い合わせが来ているように、

すべての門で

外桜田 申 為御見合記置候 之通致勤番候、 弥登城有之候共平日之通勤番之心得 時 宝 哉 四 中来候間、 一有之、 御 一層十三年閏六月廿四 辰年日光 略 是以 何れニも当御門同様相心得度由申来候、 登 御門問合候処、 置帳致吟味候得共都而御年回之節者古之先例相見不申候二付、 其節平日之通リ勤番之旨相見候間 |不相 城被成候、 何方江も平日之通り勤番之心得ニ御座候段申遣候 御門主様 知候段返事二申来候間、 尤外桜田 以上 御番所平日之通致勤番候旨、 是亦相知不申候二付、 日御饗応之節、 品 江も右之趣申遣候、 二被為 任 二候段申来候、 尚々置 一候御饗 水野壱岐守様 内桜田畑 右ニ 外 平 応 |帳被致吟味候処、 々御門数カ -日之通 一付大手江問合候 御能同年九月四 旧 是之当御門平 御門問合被申 記有之候ニ付 (若年寄) ニ而も可 所 後年 五半 有之 Ė 明 日

田

橋御門当番 細 ĴП 和泉守内

六月廿四 岡栄右衛門

帳にはその 先例を蓄積していることを前提にしているのである。 を示すだけで、 れにしろ神田橋門に合わせて対応すると回答してきた。 の置帳を確認したところ、 人目付は五年前 そこで、 「平日之通リ勤番之旨」) 念のため大手門番にも問い合わせ、 この \equiv 内桜田門番に問い 先例がなく、 宇土藩は外桜田門番に問い合わせた。)経緯でうかがえるように、 七六三) 具体的な勤務内容は指 0 直近の先例に倣うように通達したが 同様の先例をすべて検索したが見つからなか 年の 四年前の日光門主の饗応の際の対応 合わせたがやはり不明だったため、 だったので、 、饗応の際の先例を得た上で、 示してい 幕府 同門番の 通常勤務と思われるが、 (小人目付) ない 外桜田門番も当初 旧 これは、 幕府は、 そこで神田 神田橋門の 記 は先例の 通常勤務と に記載さ 門番役 結局神 再 が 通 度 É V 自 置 は

わ

からず、

務

表 11 「置帳」の内容分類

番号	西丸大手門	内桜田門	大手門
1	御成一件	御成一件	御成(一)
2	御門出入開閉御供連一件	御門出入并開閉一件	御門出入(二), 御三家・御三卿・御女中様方(十一), 公家衆御門跡(十二), 御供連下馬立御役人様方御上下(三)
3	火事地震一件	火事一件	火事(九)
4	御制法御目付御見廻一件	御制法一件	(雑) (十三)
5	御吉凶御出仕御能献上一件	御吉凶御出仕并献上一件	御吉事(七), 御凶事(八)
6	水死人浮物并御堀持場一件	浮物・病死一件, 異変一件	道違紛者·放馬·犬入·浮物·捨 物類(四)
7	忌服故障一件	忌服故障一件	(雑) (十六)
8	雑事一件	雑事一件	雜(十六), 御番所替(十), 日 光(十三), 祭礼(十四), 外囲 (十五)
9	諸品書入御門継一件		御門継(六)
10	御普請御破損松草鵜縄一件		御修復・草刈 (五)

(西丸大手門は「西丸大手置帳写」〈福井家文書〉,内桜田門は「内桜田門置帳書抜」〈同前〉,大手門は「大手控」六〈閑散文庫〉より作成)

御見合記置候」)。 5 携をとり、 .様 記録に際しては、 に問 $\stackrel{=}{\sim}$ であった。 11 合わせ、 年を経過してい 同じ そして、 その 対応をとっ 書式の規定が設けられていた。 結果を後年のために記録したのである たにもか 置帳 た。 (あるいは 神田 かわらず、 [橋門番 旧記」 記録がなか では、 たとえば、 置帳 を参照して各門番 ったため、 を作成 庄内藩 (「後年為 心し始めて 0

連

同

番 か

大手門番のマニュアル「大手扣」二では、以下の記述がある。

日付 夜中迄之事共不残記申候、 置付帳書法、 御門明より御門明迄之事記申候、 ハ記不申候而、 二字下ケテ日付相認、上ケテー打とし、 又翌日茂右之通月付日付共ニ相認上 打ハ何程茂いたし紙数ニー相成 日 「何日とハ認有之候、 二而一 其日一 打と 是者 日

御並合茂相見候付、日御当番より改之

付」役の四冊からなる手引書には、文字についての規定もあった。法を定めたものである。また、いわば書記として置帳を作成した「御帳これは、夜番を行うため、一日の範囲を規定し、さらに一日分の表記方

字認(字体)一、御請書にて御当番御目付中様ト認、置付帳其外諸文通ニハ様ノ

ちそのフォーマット化が求められたのである ケースについて記述方法が詳細に示されている。(&) の記載 このほか、 める大名の共有情報を作るため、 言其節御断之模様ニ可寄事」とあえて注釈がつけられているものは一条 かなく、 置帳の記述が重要であったことがうかがわれる。そして、 (内代、 本来は均質な記述が追求されたと考えられる。 四冊のうち一 正月三ケ日ほか) 冊は 置 表記方法の統 や御成、 付帳認方」 通行者の連絡などさまざまな にあてられ、 「御帳付」役の者にとっ と均質な表記、 門番役をつと 定期的な行事 「但此文 すなわ

されているかという点である。 逆 知 くに重視したいのは、 その際に留意されているのが幕府役人とのやりとりの記録であった。 ように職務に関して先例として重要と判断されたものが記載されるが 人目付 また、 のルートでの問合・届出と幕府役人からの回答が、 断 記載にみる幕府との関係も注目される。 (閉門後の大手門は百人組番所) 指示・ 問合と、 門番を管轄する、 門番からの承諾 たとえば左は、 当番目付 によって伝えられる事前の告 回答、 「置付帳認方」の雛形の 置帳には、 (ないし徒目付) どのように記録で あるいは門番から さきに見た より と

つである。

六十七 一、御堀船入御断

門左右ゟ和田蔵御門迄道橋石垣草取候付、御堀ニ船入御用相済一、従御当番御目付様御小人目付白井安蔵方を以、明何日ゟ当御

次第船上ケ候御断被仰下之

は、 化するということにも起因しているといえよう。 録するという点も重要だったのである。 勤務中の行為や書付の控とともに、 で渡されるよりも、「口上断」と口頭の場合が多かった。つまり、置帳では、 とくにこうした幕府役人からの指示や問い合わせに対する回答は、 石垣の草取りのために 担当藩が後に参照するだけではなかった。 一時的に堀内に舟が入る際の事前連絡であるが こうした口頭の世界を文章化して記 表記方法の そして、 統 は こうした記 音声を文章 書付

申 内留再度繰出相知候て、其段申達候様ニ」と命じて帰った。 保 n か西丸目付持か問い合わせがあった。(8) 目付長谷部安五郎より西丸大手門に対して、 が散見する。 が 支配管轄という重要な規定がはっきりしないほど、 :記録されていなかった可能性が高いだろう。 た饗応の対応に関する小人目付の指示も、 ・分であり、 上 「帳を検索したが、 十巳年ニ西丸『御移徙有之候砌被 たことがなく、 ·置付帳致吟味候得共、 置帳には、 幕府役人の側でも何らかの記録があったと思われるが、 幕府役人(目付と配下の徒士目付・小人目付) たとえば、 結局門番所の置帳の記載に頼っ 両丸目付に届けてきたと回答した。 何の記載もなく、その結果を報告している 元文三(一七三八)年五月六日には、 何之被仰渡茂相見へ不申候」「相見へ不申候段 担当藩は、 仰出者無之候哉、 西丸大手番所が本丸目付持 じつは幕府側に詳細な内容 ていたのであった。 現在まで西丸持といわ その情報の蓄積は不 すると、 其節六七月頃之 担当藩では か 再度 本丸御徒 5 (「右年 番所 の問 さきに 卓

(3) 置帳の展開

多数確認されている。 こうして記述がすすめられていった置帳であったが、年を重ねるにし こうして記述がすすめられていった置帳であったが、年を重ねるにし こうして記述がすすめられていった置帳であったが、年を重ねるにし

御先番様申送有之候段申来候付、為見合記置候相見候付、御先番青山大膳亮様衆立及掛合候処、以前より無之旨、一、当御門番被 仰付候間、御番所請取、置帳相改候処、左之通不

戸田能登守

井上河内守 当番中

さらに、文政元(一八一八)年二月には、

置帳の冊数がはっきりしない

受取渡、無怠慢候様申合候

一、当御門置付帳前々ゟ両番ニ㎜長持弐棹差出入念候処、追々嵩ミ、
一、当御門置付帳前々ゟ両番ニ㎜長持弐棹差出入念候処、追々嵩ミ、
一、当御門置付帳前々ゟ両番ニ㎜長持弐棹差出入念候処、追々嵩ミ、

其侭差置不苦候旨、御答申越、御番継申送候様、是又又六申聞候小人目付並問合候処、萩原又六申聞候者、御門付御帳面之儀ニ付但、当御門 通御 御立寄御用意等之節、如何相心得可申哉、御

秋元左衛門佐

当番中

本多中務大輔

修復後、新たに帳棚を作り、現在使用している冊まで年号を確認して収幕府役人からの問い合わせに対応するのが困難になったため、大番所の内桜田門では、長持二棹に収納していた置帳が増大し(「追々嵩ミ」)、

本をリストアップしている。数がはっきりしないため、現存しているものに年号をつけて確認し、欠際に支障がないかも確認している。実際の収納にあたっては、置帳の冊為としている。また出入関係にあった小人目付に、将軍の御成の対応の納することとした。また、虫がつかないよう、日々出し入れして確認す

鑿之上、間違等も有之候ハゝ、御改可被下候事以前之姿ニ倣ニ氚一年号張出、員数相改委細記置候、向後猶又穿一、御番所置帳員数不分明付、此度大御番所御修復後両番申合取調、

文政元寅五月

五月

本多中務大輔

秋元左衛門佐

日の内桜田門番の延岡藩勤番中の例である。記載対象の削減が行われている。左は文政三(一八二〇)年一〇月二九こうした冊数の増大とともに、情報の過多も問題となった。そのため、

年之事故置付帳相嵩候二付、 太鼓火気之有無消鐘御届之分手前控帳斗記置、 中様方御 登城有之歟、 後相除可申旨相見候処、 番申合、 明和五子年正月十五日青山下野守様・松平伊貫守様御勤番中両 松平遠江守 火事注進御徒目付当番所江申候始末置付帳二認候義、 (尼崎藩) 様衆申合候 近頃御注進之度毎又候認候様ニ相成、 何そ訳ニーも有之節相記、 此度明和度申合候通、 置付帳江者相除候 下通リ之火事 出火ニ付御老 累 向

一、杖御用之御方様御断杖帳並記、永久相用候事ニ付、右同様可致書、不用帳並相除候事ニ候得者、是又置付帳から相除可申候一、煙立御断之義ハ当用番外御口上断帳並記置、追々断返之節朱書

右弐ヶ条も年久敷置付相嵩候節者殊之外重ク相成候間、此度両番申

0) 明

和五

合向後置付帳亞者相除可申旨相立

しか毎回記載されるようになり、 しない旨を、再度申し合わせている。 て煙が立つことの事前の知らせ) 出火の連絡 このため、今後は老中の登城など特別な事柄があった時以外は記載 置帳には記載しないこととしたのである。 七六八) (火事注進) 年の篠山藩と宮津藩の勤番中、 は今後置帳に記載しないこととしたが、 年を重ねて置帳の分量が嵩んでしまっ や杖の使用の断りは、 同様の理由で、 同様の事態は、 幕府の徒目付番所 内藤備後守 煙立の断 他の帳面に記 (火を用 大手門 当 いつ 番中

見候火事覚等之類、 御除ニ相成候 記不申事、 付を以被仰出候大御番頭中刻限之御断、 右置付麁帳之内風呂敷包之類之口上断、 右^{*}御番頭中御小人目付橋本佐次郎方へ御相談之上、 天明二年寅十月十日ゟ相改リ、 火事御注進番之節火気不 御目付中様

を御小人目 置付帳へハ相

> 0) 増

番でも確認できる。

載

(V

らく帳面の情報過多と分量増加 か 天明二 (一七八二) 年一〇月に、 の断や覚を記載から除外している。 への対応であろう。 出入の小人目付に相談のうえ、 理由は明記されていないが、 いくつ おそ

ものであろう。 が増加傾向にあることがうかがえる。こうした中で、三十三冊目は大幅 態は変わるため、あくまでおおまかな傾向しか確認できないが、 に記載量を減らしている。 図6には、 神田橋門番の置帳の月ごとの丁数を示した。(マン) これは、 同冊冒頭の以下の申し合わせによる 毎月起こる事 記載量

渡 例有之勤方・年々相定取斗方等委敷儀者前年ニ相譲、 之候処、 置帳面認方之儀、 ·其時切之御断等、 近年御請書控帳二認候儀迄茂有之候間、 壱番之置帳ニ記有之趣意者、 都而後鑑不相成儀者相除、 年 張紙ニ而可申送旨有 此節相番申合、 ・々相定り候被 頭書斗認置申 先 仰

> 候、 ·和三亥年四月 依之近例之認方ゟ荒増ニ付御不審茂可有之哉、 此段記置申 帹

中川修理太夫内

草刈孫兵衛

鈴木雄左衛門

九鬼和泉守内

吉田右内

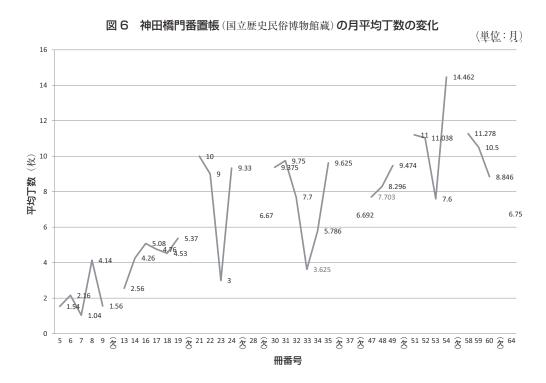
象をよく選択することを申し合わせたのである。 記述があることから、 によって、実際にこの冊の記述の削減が実現したと考えられる。 『加傾向は変わらなかった。 当番 冒頭にも以下の記述がある。 の岡藩・三田藩は、「近年」は他帳に記載があるものについても 置帳の作成開始の取り決めに立ち戻って、 四十八冊目(文政元〈一八一八〉年六月 この冒頭の申 天野直次郎 し合わせ しかし、 記述対

相成儀者省之候事 見候得共、 有之候ニ付申合、 除、 置帳面認方之儀者、壱番之帳ニ記有之候通、 張紙ニ而可申退旨之処、 其後又々混雑も相見得候間、 成丈断書斗二相認可申由、 近年御請書御帳ニ認候儀ニ而も記 此節尚又申談、 三十三番置帳初二相 後鑑二不相成儀者 後鑑ニ不

、出火二而御人数指出候得者記有之候得共、 こも可相成候間、 以来者除之間、 万一御番所近所にて取片付候程之出火者後年見合 記之可然与申談候事 見合ニも難成儀ニ付

認している。 たのである。 e V ったん記載の厳選を申し合わせながら、 右之趣、 このように、 年々置帳仕立候砌、 置帳の記載増加は各門番所で問題となってい 表紙之裏ニ張置可申之相談候事 再度具体的に削減内容を確

くのは何故であろうか。 記載の基準がありながら、 表12は、 後の参照にならない情報が書き込まれて 文政六(一八二三)年に神田橋門番を



当藩の判断の差異があったのである。これが情報過多の一因と考えられ 載している。 年六月には、 番の交代など定例化したもの、毎日の通過者の記録、 状でもたらされる情報も神田橋門番の管轄ではないことから、除外され や諸連絡といった記述は当然省略された。このほか、近隣の門番から廻 および廻り場の見廻りで異常がないという文言、 れたのは、 述を比較したものである。 勤めた平戸藩の担当者の日記のうち一○日間の勤務分の記載と置帳の記 たのであろう。さらに平戸藩は、神田橋門番にかかわる事象のうち、 煙立の断について、置帳に記載していない。 御成・玄猪といった儀礼の記事 置帳に記載する情報はかなり厳選されたが、 久居藩・出石藩が車両や材木通行の切手や煙立の連絡を記 日記の記事は詳細にわたるが、置帳に記載さ 二件のみであった。 藩内での交代 一方、 目付への修復願と 実際には各担 同じ置帳の翌 門の開閉 (小代) 門

た。 置帳の記述の基準も、必ずしも徹底しなかった。左は大手門番の例で

半時打候得ハ辰上刻、 見候得共、 、承糺候上、改之 置付帳時刻認方、 十二時右二準記申候、安永六酉御番中御小人目付橋本佐次郎 五半時打候得ハ辰中刻、 此方ニ而者 通例一時を三ツニ割、 五時打候得ハ辰下刻と記申候、 御城之御例 五半時過ゟ四時前迄を辰下刻と記相 二準、 譬ハ五時打候得ハ辰上 一時を二ツニ割 中刻ハ無之 明六

表 12 **藩の勤務日記と置帳**(文政 6 〈1823〉年 神田橋門番)

日付	日記の記載事項(○は置帳で確認できるもの)
	・門番の交代の手続き、出番者の一覧、藩邸への報告、相番からの「申送」の控(城内普請で材木を積んだ船の通過が
9/27	あること等)。 ・小人目付より,西丸留守居などの人事異動の沙汰。 ・小人目付より,29日に「公方様・内府様」駒場野御成の沙汰。 ・当の門橋ほか破損数カ所を8日の御成前までに修復してくれたとして,幕府大工棟梁ほかに礼金(文化12年2月の先例も引用)。 ・内桜田門番より,29日は早朝より詰める予定であることが廻状で伝達。 ・外桜田門番より廻状で連絡。小人目付より新大橋かけ直しで西広小路で煙立の断があり,回答書を出すよう,指示あり。 ・幕府小普請方等の通行車両3件・一橋家の臼1件・不浄籠1件の一覧,ほか諸切手・夜中女切手の通行者(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9/28	・徒士目付への届書を松掛小人目付へ渡す (持場内土居上の並木松別状なき旨)。 ・小人目付より勘定奉行などの人事の連絡。 ・当番目付より, 両国橋普請中に煙立の断があり, 回答書を出すよう, 指示があり, 廻状で「組合御門十五カ所」へ連絡。 ・出番その他より 29 日の御成の連絡。 ・外桜田門番より 廻状, 小人目付より伝えられた目付の 29 日に関する断 (道取繕のため, 明日は御用以外の車は止めること)。 ・西丸大手門番・外桜田門番より, 29 日は五つ頃出発の旨, 廻状。 ・外桜田門番より廻状。目付の指示で, 持場土手上の松の植え替えと折枝に取りかかる旨。 ・馬場先門・竹橋門より廻状。目付の指示で, 裏門・番所食違ほか修復終了につき, 渡されていた札を返納した旨。 ・馬場先門より 廻状。西丸目付より 29 日の御成で「先格」の通りつとめること。 ・通過車両5両・荷物3件, ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり (詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
9/29	・開門・閉門で異常なし。 ()御成の勤め。 ・藩内で番人の一部交代(「小代」)。 ・西丸大手門番,和田蔵門番より,目付からの御成の指示の連絡。 ・通過車両2件・荷物1件,ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
9/30	・開門・閉門で異常なし。 ・作事方に、大門東の方潜の貫木押鉄物が変形したので見分の上修理してほしい旨、届。 ・小普請方に、下陣井戸水切れにつき、見分願を届。すぐに見分のうえ手入れあり。 ・藩邸より、明朝藩主が門を通過する旨、連絡。 ・目付の指示で、裏門・番所食違ほか修復終了につき、渡されていた札を返納。組合 15 カ所に廻状で、相番・藩邸に手紙で連絡。 ・橋門番からも同内容の件が廻状で伝えられる。 ・日比谷門番、内桜田門番よりそれぞれ29日の御成の番を勤めた旨廻状。 ・外桜田門番より廻状。目付から両国橋掛け直しで両広小路に湯小屋を修理するため、煙立がある旨。 ・小人目付より、来月御用番の順が伝えられる。 ・通過車両4件・荷物2件、ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
10/1	・開門・閉門で異常なし。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・藩内で番人の一部交代(「小代」)。 ・内桜田門番より廻状、29 日の御成で藩主は体調不良で番所に詰めなかった旨。 ・呉服橋門番・鍛冶橋門番・日比谷門番より,裏門・番所食違ほか修復終了につき,目付の指示で,渡されていた札を返納。 組合 15 カ所に廻状で,相番・藩邸に手紙で連絡。 ・通過車両 3 件・荷物 2 件,ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
10/2	・開門・閉門で異常なし。 ・昨日は藩主の対客で人手不足だったため、本日藩内で番人の一部交代(「小代」)。 ・「昨日之書上」を藩邸に交代者が持参。 ・目付より、大川橋の修理終了につき湯小屋撤収、以後煙立はない旨、廻状で組合 15 カ所に連絡。 ・常盤橋門番より廻状。裏門・番所食違ほか修復終了につき、目付の指示で、渡されていた札を返納の旨。 ・暁七時に藩主が対客のため出宅で門を通過する旨、手紙で連絡。 ・通過車両4件、ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
10/3	・開門・閉門で異常なし。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・通過車両 2 件, 荷物 2 件, ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり (詳細不明)。 ・持場内は別状なし。

日付	日記の記載事項 (○は置帳で確認できるもの)
10/4	・開門・閉門で異常なし。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・藩内で番人の一部交代(「小代」)。 ・幕府の作事棟梁が、対面所御座敷・外張番所小屋取り立ての見分。 ・作事方改役が大門東の潜貫木押鉄物の見分に来る。 ○玄猪につき、勤め。 ・臨時に門下婦人改めのため、日雇入。 ・外桜田門番より廻状、目付から大川橋の修理終了につき湯小屋撤収、以後煙立はない旨。 ・通過車両2件、荷物3件、ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
10/5	・開門・閉門で異常なし。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・藩内で番人の一部交代(「小代」)の日だったが、あと一日なので交代せず。 ・通過車両2件、荷物3件、ほか諸切手・夜中女切手などの通過あり(詳細不明)。 ・持場内は別状なし。
10/6	・開門・閉門で異常なし。 ・藩邸の同役に「昨日之書上」と手紙を届ける。 ・藩内で番人の一部交代(「小代」)の日だったが、あと一日なので交代せず。 ・相番より明朝交代の旨、連絡。自身の退番を組合 15 カ所に廻状で知らせる。一橋両屋敷へ連絡。 ・作事方改役より、大門続塀控杭・冠木御門続塀控杭ほか見分済。 ・通過車両 1 件、荷物 2 件。 ・持場内は別状なし。
10/7	・番所の交代。

平戸藩の「神田橋御勤番中日記 二」と「神田橋御門御用留置帳 五十三番」より作成 (ともに国立歴史民俗博物館蔵)

年月日 には山形 は関係絵図の写、 政十一年)三月 通計百二十五年連綿たり、 Ť 藩 順の抜粋である。 0) は、篠山藩士二木が 番頭大沼の前任 二・三は書付・定書・ 大沼角右衛門忠賢 まず元禄五 此十九冊之末追々書継希而巳 (「先役」) 「書抜 (一六九三) いた「秘蔵之品_ \Box の安中・ 上断録で、

年より九○年分の

兀

より廿三まで

戊子

文

凡廿二

一年置付帳書抜

四

#

寛政七乙卯年六月十二日より文化十三丙子年十二

一月十八

Ħ

右大沼角右衛門忠賢一手調浄書助筆

十

年大沼角右衛門目録を補助

五年置付帳書抜

四冊

右者先役安中左近忠善書抜也、

天明元辛酉年閏五月廿八日より寛政七乙卯年六月十一日

迄凡 文政

安中左近・中野弥

一兵衛借用写之

正業書抜秘蔵之品、

が

回

たものである。さらに安中は、

天明元 (一七八一)

年より一五年分の四

中野が借用して写し

を館林藩

当

(十二~十五)を作成し、

最終の冊

(十五) に中野が

「此拾五冊

ハ内

諸絵図 冊

諸絵図御書付

冊

御書付御定書御口上断 冊

九 十年置付帳書抜八冊 右丹波篠山青山下野守様藩中一

元禄五壬申年九月廿六日より安永十辛丑年閏五月廿六日迄 凡

一木又右衛

者に流布した。 されたのである。 している。 「置帳呼出目録帳」二四冊 時期は不明だが、 次に掲げたのは、 各藩の担当者は抜書を作成し、 検索のための文書が共有のものとして作成 館林藩士福井家の (表10-8) が置付文書の さらにその写本が関係 「内桜田門置付帳書 中に存在

内桜田御門必用書目

全二八冊の作成経緯である。

こうした情報の増加に伴い、 検索機能も必要となってくる。 内桜田門

場

合

手で六冊が作成されている。 手に託している。その後、この 四 後二二年間分を引き継いで独力で書き抜きの上、 冊 |田御門勤番之為長者重宝の書なり」としている。そして、 (十六~十九)を作成し、 「百二十五年連綿」として作成された一九冊の続きの作成を読み)抜書は天保八(一八三七)年まで三人の さらに十二~十五 同藩士の浄書によって の目録も補っている。 大沼がその

は

之事」 麻生藩士森本家が享和三(一八〇三)年の作成した写本「所々御門取計 覚」二八条と、「御番所動方心得書」二七条からなる。とくに前者は、 まさに内分での処理のマニュアルである。 行っていれば門番を念入りに行っていると見られる〟という 小諸藩牧野家の家臣の文書群の中に残された写本で、 「御番所余時向鏡咡連」も成立することとなった。 さらに、 の担当役人の間で受用されていたと考えられる。 にも収められており、(76) からはじまり、 実際の運用にあたっては、 幕府に届け出ない内済の判断などが記載された、 作成者や作成目的は不明であるが、 前稿で検討した内分のマニュアル 同史料は半蔵門番をつとめた 同史料は、 「御門番所心得之 「御門作法 ″掃除さえ ひろく各

おわりに

門も含め、 る武家の秩序の確認など、 人地と接する都市の番としての性格や、夜間の通行の制限、 を検討した。 本稿では、 頻繁な交代の中でこうした機能を果たす基盤となった文書管 八戸藩の常盤橋門番を中心に内曲輪門の機能を検討し、 その意義を明らかにした。その上で、 儀礼におけ 大手三 町

与はみられない点である。 申合」、 とくに注目したいのは、 基本台帳としての置帳が、 門番役について幕府は基本法を作成したうえ 門番役の引き継ぎの際に利用された 担当藩によって作成され、 幕府の関 「申送」・

> 幕府からの問い合わせを見る限り、 不十分で、 その都度指示を与えたが、その運用は各藩に依存していた。そして、 先例の蓄積も担当藩に依存していたと思われる 幕府では指示や判断につい ての記録

役人衆被仰合被相伝候様ニ被仰達可被下候」と、 とになったと考えられる。 いる。こうした結果、 会との関係など、実際の運用にあたっては微細な差異があった。 り申候、 また、 「藩は、留守居が八戸藩留守居に書状で「日比谷と違候『番所数多こま 宝永六 (一七〇九) 内証道具抔違可申と存候間、 同じ格の門であっても、 情報を共有するために上記の文書が作成されるこ 年一〇月に鍛冶橋門を八戸藩から受け取った麻 将軍の御成のルートの違いや、 後刻下役人遣し可申候間、 慣習の伝授を依頼して 其元御 たとえ 周辺社

ŋ

田

は藩ごとによる判断の違いや、藩によって記述にずれが生じることとな が関与することなく、各大名家に作成が任されることにより、 る。 作成した置帳は、均質な情報の選択や記述が目指された。しかし、 意味を持った。そして、 こうして担当藩によって作成された置帳を中心とする文書は、 先述した情報過多や記述の問題は、 門番を勤める各大名家が先例を共有するため その 一例である。 結果的に 重要な

5 前稿で明らかにしたように、門番の重要な機能である通過者の判断です 武家については「私の下座」によって対応が異なった。そしてついには である。内曲輪門においては、 さらに問題となったのは、 差異が生じることとなった。 、前稿で明らかにした家ごとの判断 登城時の下座の格式は、 幕府役人以外の 御家風

担当藩の情報の共有によって一定度の規律を保ちつつ、 -の差異もはらんだ形で運用されていったのであっ このように、江戸城の門番役は、 各担当藩の自律性によって遂行され 家ごとの判断基

廻状でひんぱんに行われている。この点については、隣接した数門で構 なお、 各門ごとの情報や判断の共有については、 表12にみるように、

た。今後の課題としたい。 (2) 成される門番組合の検討が必要であるが、本稿では明らかにしえなかっ成される門番組合の検討が必要であるが、本稿では明らかにしえなかっ

註

- (1) 拙稿「江戸城警衛と都市」『日本史研究』五八三、二〇一一年。以下前稿と略記。
- (2) 拙稿「江戸の治安維持と防備」『歴史と地理』六四〇、山川出版社、二〇一〇年。
- 纂所研究紀要』二二、二〇一三年。 拙稿「境界としての江戸城大手三門―門番の職務と実態―」『東京大学史料編
- | 「「江戸幕府と情報管理」(臨川書店、二○○三年)。| 書刊行会、二○○○年)、同『幕府奏者番と情報管理』(名著出版、二○○三年)、大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」(『日本近世史料学研究』、北海道大学図
- 九八四年、初出は一九七九年)。(5) 長谷川成一「北方辺境藩研究序説」(『津軽藩の基礎的研究』、国書刊行会、
- (6) 平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」『大倉山論集』第二三輯、
- (8) 『静岡市史』近世(一九七九年)第三編第三章、『静岡県史』通史編3(一九九家と略記)。 (7) 「御目付所日記」(八戸市立図書館蔵八戸南部家文書 以下同文書群を八戸南部
- 文化三(一八〇五)年におかれていた。(9) 寛永八(一六三一)年より宝永四(一七〇七)年、享保二(一七一八)年より七年)第一編第四章、『静岡県史』通史編4(一九九七年)第一編第一章。
- 戸南部家)。 「相番之覚」・「常盤橋御門御勤向被仰合帳」(天保一三〈一八四二〉年四月 八

10

- (11) 「御番所被蒙仰候節御目付取計一件」(八戸南部家) の表記による。
- る者であった。 □○○二年)を参照。後述するように、播磨屋は参勤交代の道中人足を本業とすについて―米屋田中家を事例に―」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第八号、(12) 門番役の番人の請負については、市川寛明「江戸における人宿商人の家業構成(12)
- (13) 「常盤橋御門勤方覚」(八戸市立図書館蔵遠山家文書 以下遠山家文書と略記)。
- (4) 前掲「常盤橋御門勤方覚」・『要筺辨志年中行事』(国文学研究資料館蔵)。
- 廃止された。(15) 元禄一一(一六九八)年に呉服橋より番所が移転し、享保四(一七一九)年に(15)
- 門・瓦塀・橋・外張番所・枡形番所・渡櫓下と瓦堀下の石垣は作事方、土手・石垣・(16) 職務については前掲「常盤橋御門勤方覚」に記載がある。大番所・渡櫓・冠木

文書)。 八月には、破損場所の定期的な見廻りをうけた(「常盤橋御門年中行事」遠山家上水樋・鵜首竜頭碣桓橋共に井戸道筋は普請方が管轄し、門番に指示した。五月・

- 前掲「常盤橋御門年中行事」。
- 「常盤橋御門枡形内倒者一件」(八戸南部家)。

18

20

- 「(御定書)」(八戸市史編纂室蔵宗〈糠塚〉家文書)。
- できる。御門勤方巨細留他」(八戸市立図書館八戸青年会旧蔵本「宝暦九年か)でも確認御門勤方巨細留他」(八戸市立図書館八戸青年会旧蔵本「宝暦九年か)でも確認いずれも「御番所当用」(八戸南部家)。木薬屋への捨子の養育依頼は「鍛冶橋
- 「日比谷御門番御用留書」一 (八戸市立図書館八戸青年会旧蔵本)。

21

23

- と申町人」となっており、また町奉行所にも挨拶している。 前掲「鍛冶橋御門勤方巨細留他」。前掲「御番所当用」では、「御門前居候壺屋
- 軒に三○○文ずつとなっている。書「同史料は今井修平氏のご教示による)でも、尾張屋に金一○○疋、髪結所二十森本家が享和三(一八○三)年に作成した写本「所々御門取計控」(森本家文上縣橋御門申送帳」(弘化二〈一八四五〉年以降作成 八戸南部家)。麻生藩
- 最樹院(二月二一日 ただし天候が悪く延期)、浄観院(二月二四日)であった。恭院(一月晦日)・最樹院(二月二〇日)、前将軍家斉の参詣が、文恭院(二月二日)、(4) 将軍が香琳院(五月二〇日)・有徳院(六月二〇日)・浚明院(九月八日)・文
- (26) 将軍が、濱御殿(五月二三日 六半時通御のみ、七月四日 六半時前通御・七(25) 一二月二七日、四月五日(前将軍家斉とも)、四月二四日、五月一七日である。
- 年五月一一日 不例で藩主は出ず)の三日であった。

 中五月一一日 不例で藩主は出ず)の三日であった。

 中三遺御の時間不明)・亀有筋(一二月一九日 六時過 −七半過)・羅漢筋(一四八時 − 還御の時間不明)・亀有筋(一二月一九日 六時過 通御 → 還御)・真間筋(一○月二三半時遺御・大川筋(六月二一日 − 六半時通御・七半還御)・真間筋(一○月二三半時選御)・大川筋(六月二一日 − 六半時通御のみ、七月四日 − 六半時前通御・七将軍が、濱御殿(五月二三日 − 六半時通御のみ、七月四日 − 六半時前通御・七
- (一一月二八日)・田安外原の犬追物上覧 (一一月□日) であった。将軍が濱御庭 (八月二一日 六半時通御 七半時還御)、前将軍家斉が品川筋
- 「江戸例書 全」一〇四(三五七頁)

29

- (3) 前掲「日比谷御門番御用留書」一所収の「下座見證文之事」
- (八戸市史編纂室蔵宗〈糠塚〉家文書)。 文書)、Ⅱ天保一三(一八四二)年四月~一四年五月「常盤橋御番所御勤中下座帳」(31) Ⅰ文政九(一八二六)年九月「常盤橋御門御番所下座并途中下座牒」(遠山家
- 帳との相違は時期による交際の変化や登城ルートの差と考えられる。 守居のほか二六家と二ケ寺(うち一ケ寺は藩の菩提寺金地院)であるが、Iの下座娘の記載がないものの、基本的には同様であった。本下座は三五家、半下座は留儀直拍子木」の対象は同様で、白州下座も御三家・御三卿の正室・後室と将軍の(32) 寛政六(一七九四)年八月「幸橋御門御番所下座帳方」(遠山家文書)の場合も、「行
- 前掲「御両敬御同席様方并御懇意之御方伊呂波寄留帳」。
- 前掲「御両敬帳」。

 $\widehat{34}$ $\widehat{33}$

35

- 『政談』、平凡社、二〇一一年、二三六頁。
- 前掲「常盤橋御門年中行事」。

37

- (38) 前掲「常盤橋御門御勤向被仰合帳」。
- (4) 前掲拙稿「境界としての江戸城大手三門―門番の職務と実態―」。
- (41) 前掲「鍛冶橋御門勤方巨細留他」。
- 送」も確認できる。

 「大手控」三(鶴岡市立郷土資料室蔵閑散文庫 以下同文書群は閑散文庫と略記)で、内桜田門・西丸大手門の「申記する)。このほか、「内桜田番所御勤番中覚書」(国文学研究資料館蔵館林藩秋
- (43) 前掲「鍛冶橋御門勤方巨細留他」
- 申送頭書略抄」(閑散文庫)は、こうしたその都度の「申送」をまとめたもの、彩)「呉服橋御門申送帳」(八戸南部家)や、「文化六巳ゟ天保三辰迄 大手御番所

- あるいはインデックスと思われる。
- 「御定目箱」に収められていた。 記載による。ただし、前者の段階では、1~4は「御多門之鍵 壱包」とともに(46) 文書の内容は、「御定目箱一通り之覚」・「御番所当用」(ともに八戸南部家)の
- 「神田橋御勤番中日記」(国立歴史民俗博物館蔵)
- 道具帳」とあることによる(前掲「鍛冶橋御門勤方巨細留他」)。 えず、「御定目并置牒等御幕箱『入一之間休息所ニ差置候」、あるいは「置帳・御同年の八戸藩の退番時の記載に、引き渡し文書として「御勤番帳」の呼称が見
- 前掲「日比谷御門番御用留書」三。

49

50

も参照して補った。 前掲「大手控」一。適宜、庄内藩が退番する際の記事(「大手控」三〈閑散文庫〉)

51

- 拾七枚」となっているが、基本的な項目は変わっていない(「大手控」三)。が追加され、八棹と別におそらく現用分である「置付帳(弐冊」、ほか鑑札が「五品積御供連帳(五冊)外御帳□壱冊(御書付□□」、「同(弐冊)外御書付壱通)文化一二年の引き渡しの目録では、「御口上□□三冊)内不用之分壱冊」、「諸
- 32)「置付帳」、「置帳面」などの呼称があるが、本稿では「置帳」で表記を統一する。
- 詳細は前稿参照。
- が、このように訂正したい。 前稿では、この項目を誤読し、天明八年に大手門の置付帳が成立したと述べた
- 手一ヶ月溜候『当御番之分不残取集、御徒目付当番所へ相納申候」)。 末に当番が幕府の徒目付に納めるものであった(「毎月晦日廿九日御大工頭御切め)「大手御帳付筆記類集」一(閑散文庫)によれば、切手は番所で管理し、毎月
- (57) 前掲「大手御帳付筆記類集」一。「大手控」一にもほぼ同文が掲載されている。
- 田番所御勤番中覚書」福井家文書)。 「一、此方様御勤番中之儀委細置付帳ニ記置候、御一覧可被下候」とある(「内校置付帳ニ記置候間、御覧可被下候」、内桜田門の「申送」の末尾にもほぼ同文の置付帳ニ記置候間、御覧可被下候」、内桜田門の「申送」の末尾も「一、此方様御当番中之儀委細))「大手控」三。西丸大手門の「申送」の末尾も「一、此方様御当番中之儀委細
- の記載(「幸橋御門置帳抜書」)による。写「天明七〈一七八七〉年六月二三日条)、幸橋門は前掲「鍛冶橋御門勤方巨細留他」外桜田門については後掲史料(国立歴史民俗博物館蔵「神田橋御門御用留置帳

59

原形態のまま作成された写本である。管見の限り、平戸藩もしくは同藩の担

60

年)が現存している。
年)が現存している。
年)が現存している。
年)が現存している。
年)が現存している。
年)が現存している。
年)が現存している。

- 井家文書)。(6)「大手控」六(閑散文庫)、「内桜田御番記録「諸雑集」、「西丸大手置帳写」(福
-) 前掲「御番所当用」(八戸南部家)。
- 「(鍛冶橋門番関係資料)」(八戸南部家)。
- 前掲「神田橋御門御用留置帳」一四。
- 嘉永元年写「大手御帳付筆記類集」三(閑散文庫)。

 $\widehat{66}$ $\widehat{65}$

- (67) 前揭嘉永元年写「大手御帳付筆記類集」三。
- (8) 「西丸大手置付帳写」七。
- 前揭嘉永元年写「大手御帳付筆記類集」三。
- 「大手御帳付筆記類集」一(閑散文庫)
- (72) 先述の通り、神田橋門番の置帳は宝暦八年九月から編纂され、壱番から三番

- た。 ものが一○年まで収められている。このため、五番以降についてデータを作成しものが一○年まで収められている。このため、五番以降についてデータを作成し御成・「御見通」御成などの御成、年間の定例行事での勤め方といった基本的な年一一月)のほぼ全冊が過去のものの編集で、四番は絵図面・書付の改め、規式
- 目付橋本佐次郎」として登場する。「大手扣」五(閑散文庫)で「御出入御小人わせをした小人目付橋本佐次郎は、「大手扣」五(閑散文庫)で「御出入御小人「大手扣」二(閑散文庫)所収「御番中御作法并御番士以下勤方之事」。問い合
- 三一書房、四四八~四五一頁)。 (召) 文政一三(一八三〇)八月一四日の刀傷沙汰の一件による(『藤岡屋日記』第一巻、
- 作成し、捺印している。 作成し、捺印している。 世の世界、世四は同年七月に大沢鐐之進師和、世五は松野が 北大手勤番中に作成、世壱は天保三年一一月、廿二は同年八月に村杉伴右衛門直 十九は天保四年三月に松野幸右衛門が増補し、廿は大沼が文政一二年四月に西
- 前掲「所々御門取計控」。
- 前掲「(鍛冶橋門番関係資料)」。

史編Ⅱ近世、二○一三年)を執筆した。【付記】 脱稿後、第一章については、本稿をもとに「江戸城門番役」(『八戸市史』通

(二〇一三年二月一三日受付、二〇一三年五月二四日審査終了)(国立歴史民俗博物館研究部 現 学習院女子大学国際文化交流学部)

Function and Information Management of Edo Castle Gatekeepers

IWABUCHI Reiji

This paper reveals the following two points regarding Edo Castle gatekeepers by investigating the inner gates and major three gates, whose guard duties were assigned to daimyo (feudal lords).

Firstly, the paper examines the function of Edo Castle gatekeepers, which has not been deeply studied because of the argument that they substantially lost their function of defense in peaceful times without internal or external wars. This article probes into their function, centered on the inner gates that provided an interface between the castle enclosure and city space, with a case study of an individual domain (the Hachinohe domain). The results indicate that those gatekeepers obviously served as city guards in contact with townspeople on occasions such as management of the space, festivals, and pedestrians passing by at night, as well as functioned to control nighttime traffic, show courtesy, and confirm the order of samurai society.

Secondly, the paper investigates information management of the inner gates and major three gates as a basis for carrying out duties with frequent shift changes. Special attention should be paid to the fact that the domains on duty kept log books, not only Moushiokuri and Moushiawase used for shift changes of gatekeepers but also Oki-cho used as a basic ledger, without involvement of the shogunate government. Although the government created fundamental laws concerning gatekeepers and gave instructions as necessary, the operations and accumulation of practices depended on individual domains. As a result, private operations manuals were produced, and differences in judgments arose among respective gates and clans. In this way, the duties of Edo Castle gatekeepers were executed autonomously by each domain according to the judgment standards that varied depending on clans though based on certain disciplines kept by sharing information among the domains on duty. Although the study of document preparation and management of the shogunate organizations is in the stage of case accumulation, this study can illustrate a case under conditions different from those of conventional studies, where there were checkpoints whose keepers changed frequently.

Key words: Edo Castle gatekeepers, city guards, courtesy, information management, domain autonomy